

大阪商業大学学術情報リポジトリ

大阪長町の木賃宿 (二)

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商業史博物館 公開日: 2022-06-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1251

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



大阪長町の木賃宿 (二)

小田 忠

1 長町の木賃宿

① 乞食と木賃宿

木賃宿に限らず、宿が仕事として成立するまでに、経済的な要因の他、交通事情が主要な問題であった。宿泊者たちの立場からいえることは、全国津々浦々まで歩き、目的も無く、あてなど持ち合わせていない者は、どのような場所で止宿してきたのか。橋下・寺社の軒下で雨・夜露を凌ぎ、流浪の果てが死であったと思われる。死に絶える者に乞食の存在があり、乞食の輩出、乞食になる社会的・経済的な理由が存在した筈である。

社会的には農村人口の問題があり、跡取以外に子供が誕生すると経済的理由により扶養がかなわず、間引き、墮胎が日常化している事実

が指摘されている⁽¹⁾。

乳幼児の世界でこの有様であるから、大人になるまでに労働力となり得なかつたり、扶養できない子供は、自然と家出をするか強制的に家を押し出される羽目になり(女性固有の商売もある)、家を出た者が辿った結果として、食べられず乞食になるのも仕方がなかった。

もし、乞食にならず、稀に職業なり芸能を身に付けた者で、生き延びるすがあつたとしても、ごく僅かであると判断してよい。

中世・近世の様々な著書を見ても、乞食に関係する記述はいたるところで見出せる。

鴨長明『方丈記』(建暦二年(一一二二))

(二六) 乞食のほとりに多く、愁へ悲しむ声耳に満てり。

〔一七〕はてには、笠うち着、足ひき包み、よろしき姿したるもの、ひたすらに、家ごとに乞ひ歩く。
かくわびしれたるものどもの、歩くかと思れば、すなはち倒れ伏しぬ。

『発心集』(建保四年(一二二六)以前)

〔三〕平等供奉山を離れて、異州に趣く事かの国にいつちともなく迷ひ歩いて、乞食をして日を送りければ、国のものども、門乞食とぞ付けたりける。

『エソポ物語』(文禄二年(一五九三))

応供八因中ニテ百姓ノ門戸ニテ乞食スル功惠ニヨリ今ハ理運ニ天上ノ供ニ赴ソ

『宇治拾遺物語』(鎌倉初期)

三留志長者ノ事 従者ども、それならぬよその人共も、修業者・乞食にいたるまで、

『今昔物語集下巻』(平安末期)

無縁の僧、清水の観音に仕へ乞食の髻となりて便りを得たる語よく聞けば、早うこの家は乞食の首にてありける者の娘なりけり。それに伴の乞食の、主といふことしける送物を持って来たる

なりけり。髻の僧も人も交らふまじかりければ、それも乞食になりてぞ、楽しくてありける。

『醒睡笑上』(元和九年(一六二三) 寛永五年(一六二八))

二三いざりの盗み

人ありて所司代に出で申上げけるは、「われ等の家へ常に参る乞食の候。(後略)

『元明條目』(明暦元年(一六五五))

覚 一町中ニ有之乞食を改息災にてちかきころ乞食ニ成候躰之ものハ惣代共方へ可断事

『河鍋暁斎戯画集』

「今昔較」2 旧時代の乞食と現代の乞食。昔の乞食はあらゆる悪事をなしたが、開化の時代になってそういう乞食もいなくなり、ただ橋のたもとに座ったり、どじょうやマッチを売るような者だけになった、と言うが、果して文明開化は乞食をも一掃したのだろうか。

乞食が多くの著書で散見できるのは日本人の眼を通した光景だけではなく、外国人の眼前にも現れていた。

イギリスの外交官アーネスト・サトウは『明治日本旅行案内』中巻¹⁰

で（生麦を過ぎると鶴見川を渡り、行く手には水田の広がりの中を松の連なる道が延びている。このような道を「並木」といい、昔はよく物乞いがたむろしていた。）旧街道筋に松・杉・榎・櫻が植え込まれ、松や杉並木が延々と続いていった。乞食は街道にたむろしながら、道行く旅人の袖を引っ張り、無心したと思われる。

ハリスの通訳兼書記だったヒュースケンの日記から引用する。

安政二年十月二日

ホテルから出ると、乞食の群れに取り囲まれた。自然に恵まれ、快適な気候と美しい環境が世界じゅうの人々を惹きつけるところには、きまって乞食が群れをなしているようだ。それもとくにぶきみな感じのするのが多い。今、私の右側にきた二人の乞食は腕がない。三人めは鼻が欠けている。胸が悪くなって顔をそむけると、左側から顔の造作が崩れてとても人間とは思えない化物が、顎のない女といっしょに襲いかかってきた。とても辛抱できるものではない。与えれば与えるほど、彼らは慾深くなるのだ。一人を追いかれば二人がやってくる。（中略）そこへまた、子供の乞食たちがあらわれたが、これにはむしろほっとした。

ヒュースケンは、沢山の乞食がいることと、執拗な物乞いと醜さ、子供の乞食等に驚愕している様子である。

フォーチュンは、万延元年（一八六〇）十月と翌年の二回、日本を訪問している。乞食の様相については「汚いむしろを肩に掛けた屈強な乞食の一群が、この街道の人波の中を波浪している。」と記している。

ケンベルの報告によると、彼が滞日（元禄三年（一六九〇）五年）した頃は、「多数の乞食が日本中いたる所の道路、特に往來のげいしい東海道に群がっていた」由である。私の記憶が正しければ、イギリス使節エルギン卿一行が川崎を通った時は、一人の乞食にも出会わなかったそうだから、このケンベル説を疑ったかもしれない。しかし、この時は多分当局の指図で、乞食は他へ放逐させられていたのだろう。

私に言わせれば、ケンベルの時と同じように、実際日本には乞食がおびただしくいて、うるさくせびるのである。私がそこを通った時にも、道端に多勢の乞食がすわっていた。彼らは身体の不自由な者や盲人で、私を通ると地面にひれ伏して物乞いをした。¹²⁾

ケンベルが来日していた元禄三年から五年においても、夥しい乞食が描写されている。日本の乞食は、旅人が通行する街道沿い、人々が参詣する神社・仏閣の境内、祭礼の場所に群がっていたことに納得せざるをえない。

乞食ないし乞食的な様相を偽装する人を含めて、街道脇の神社・仏閣・村・町に住まいを見つけないが暮らしやすい場所を求めて移動した。居住地としては、人の集まる神社・仏閣が適当な地にあり、気候的には温暖な場所である和歌山・四国が適地である。このため、四国の遍路姿に偽装して定住化を計ろうとする。¹³⁾ やがて町の一定区域内に定住するにも、農村や街道筋に比べて、はるかに生産力もあり消費力旺盛で、住み心地のよい町村に向かうのは、当たり前である。

長町に木賃宿が誕生したのは、それなりの理由がある。古くから乞食等が街道筋を往来しているのは、多くの文献が伝えている。

長町界隈は紀州街道に沿うかたちであるから、社寺参詣、紀州から堺、堺から大阪に入る街道として、古来より旅人に親しまれ繁栄してきた。

② 長町木賃宿の定着

古代・中世の旅宿は、特定の身分を有する官吏・貴族は恵まれた場所まで夜を迎えることができるが、一般民衆達は、想像を絶する旅宿であった。新城常三は端的な言葉で綴っている。「民衆には、雨露に曝される野宿が多かった。その後、寺院や布施屋等が民衆の宿所に提供されたが、それがどの程度効果的であったかは疑問である。野宿が依然多くて、民衆の好意に絶るとか、路傍の堂宇を利用する等は、むしろ幸運な方であろう。」⁽¹⁴⁾

紀行文に記された名が旅宿であるのか、地名・固有名詞であるか判断に苦しむが、判明している名もある。

◎『ふち河の記』⁽¹⁵⁾ 文明五年（一四七三）「その夜はさる小庵に一宿しぬ。」「おなじ國のうち玉瀧寺といふ律院にとまる。」「廿七日。なを菩提寺に逗留す。」「乗燭の時分南都の宿坊につく。」

◎『正廣日記』⁽¹⁶⁾ 文明五年（一四七三）「玉泉坊と云所に二三日とゞまり待るに。」

◎『北國紀行』⁽¹⁷⁾ 一四八五年美濃国を出発した堯恵上人の紀行文「剩旅

館を最勝院といへるにうつされ。」「金光寺に在宿し侍。」

◎『廻國雜記』⁽¹⁸⁾ 文明十八年（一四八六）「曹源院といへる禪院に宿す。」「山伏の坊にやどり」「日向寺といへる山寺に一宿してよめる。」「かし尾といへる山寺に一宿し」「花蔵坊といへる山伏の所に十日ばかりとゞまりけるに。」

◎『宗長手記』⁽¹⁹⁾ 大永二年（一五二二）「新福寺といふ律院のうち成就院旅宿。」「白土法眼澄英の坊に一宿」「十日あまり宿坊」

◎『筑紫道記』⁽²⁰⁾ 永祿四年（一五六二）「此日宿坊にて會有。」

◎『玄輿日記』⁽²¹⁾ 文祿五年（一五九六）「大慈寺といへる寺。御旅宿になる。」「南禪寺へ茶智丸様御逗留のま、参りぬ。」

これら七つの紀行・日記文等から抽出すると、寺院・庵・坊に旅宿する記述が圧倒的に多く、眼につく。

それに反して次の文献には、貴族・武士の館に世話になるケースが見受けられる。『玄輿日記』「則相良善右衛門尉所。御旅館になる。」

『宗長手記』「旅宿は野村大炊介」「水野和泉守宿所一宿。」「興津籐兵衛尉正信宿所にいたり。」「廿七日。尾州清須坂井攝津守旅宿」

『むさし野の紀行』⁽²²⁾ 「三田彈正忠氏宗が宿所に。」

これらの紀行文・日記文で旅宿に止宿することはまばらである。長者の家に宿泊したり、紹介してもらったり、知人の家へ宿泊したりする。宿に適さない場所、宿が見当たらない場合は、古い寺を探す。運よく古い寺を発見すると、塵を払い、畳を敷いて、宿所にあてることがあった。このような理由から、新城常三の見解は妥当だといえる。

新城常三は、更科日記の遊女の活動に注目して、東海道が古くより発達し、東海道以外では、交通量の比較的多い幾内の旅宿の発達が顕著であるという。『海道記』⁽²³⁾貞応二年(一二二二)から関本・野上に整備した旅館設備の萌芽の存在を推量している。結論として次の言葉が残されている。

しかしながら中世の宿屋は、未だ普遍的存在とはいえない。都市や大街道には、一応揃ったものの、それから一步隔たれば、旅人は宿屋の恩恵には容易に浴し難い。⁽²⁴⁾

紀州街道は寺社参詣、大阪への出入り口とあって、古くより交通量が多く、発達していた。

近世に入り、最初の触れと思われる。明暦三年に出された(石丸定次在職中道頓堀宗右衛門町・同立慶町・および長町壹式丁目)に木賃宿合計百六軒を許可し、貧者をして容易に雨露を凌ぎ、正業に就くを得せしめたるは⁽²⁵⁾ともっともらしい内容である。紀州街道に面し、なおかつ大阪の出入り口にあたる長町一丁目、二丁目近辺の立慶町・道頓堀宗右衛門町に木賃宿を設置したのは貧者のためとあるが、道頓堀宗右衛門町・道頓堀立慶町(明暦元年)の町名は一致している。長町一丁目(元禄六年)⁽²⁶⁾については、元禄六年(一六九三)に初めてその名前が使用されることになるから、この触れをそのまま信用する訳にはいかない。

石丸の在職期間は、寛文三年(一六六三)から延宝七年(一六七九)まで、『浪速区史』⁽²⁷⁾は別な見解を出している。

石丸は諸国より大坂に出稼にくる力役者(米搗人・油絞人・酒造人等をいう)が追々と増えるため、これらの人たちのため長町に木賃宿を許し(三十株)、大坂に来る諸力役者を宿泊せしめる特権を与えると共にこれら力役者はこの木賃宿以外の家にて宿泊することを許さなかった。

寛文三年以前、万治二年(一六五九)に「大坂仕置帳二、指上申手形之事」⁽²⁸⁾には、八軒屋と長町に旅籠屋が認知されている条項があり、木賃宿とは若干違和はあるが、既にこの時期に営業を存続している事について、前述を補佐している。

時代が少し下がって、安永ではどのような構成になっていたか、『難波丸綱目』によると次の通りである。

道頓堀日本橋橋詰町壹丁目橋詰より壹丁目二丁目之内道者宿あり
長町式丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目式丁目より六丁目
までの内からかさやうちハ屋多し

同七丁目同八丁目同九丁目七丁目より九丁目まではたこや道者宿⁽²⁹⁾
安永版では、道者宿・旅籠屋の記述がある。前々より述べるように、古来より街道筋が繁栄し、乞食・力役者及び下級芸能人、六十六部などが往還すれば、自然溜まり場に定着していくのは理であると云える。

③ 似せ旅籠屋の実相

問屋組合再興後、嘉永五年に諸仲間の名称・人員を調査した。旅籠関係は左の通り。

- 一 長町旅籠屋拾貳人
- 一 同木賃宿三拾人
- 一 八軒屋旅籠屋五人
- 一 天王寺村旅籠屋五人
- 右口々人数時々増減有之⁽³⁰⁾

長町木賃宿の株数が三十人とあるが、三郷全体の木賃宿数は、史料上で窺い知る事ができない。株仲間に加人の旅籠屋は、延宝七年刊行の『難波すゝめ』をくつてみると、(八軒屋はたこや十一軒、長町同十軒)とあつて数は多くない。

明和年間の長町旅籠屋で十五人⁽³¹⁾、古い時代の正徳年間に眼を向けると諸国宿屋は百六十四軒の宿屋が存在した。⁽³²⁾

大阪三郷の惣年寄りを勤めていた、永瀬家の日記から引用する。

- 天保十四正月十七日永瀬
- 一 旅 三百四拾五軒 北
- 一 飯 千式拾四人
- 一 旅籠屋 五百三拾三軒 南
- 飯盛女 千四百六拾九軒
- 一同 八百八拾貳軒 天
- 同 式千三拾四人
- 惣ノ旅籠屋軒数 千七百六拾軒
- 飯盛女人数 四千五百式拾七人
- 右正月中旬書出ハ高也

享保三年の触れでは、一軒に二名までの飯盛女は定められていたが、この基準にしても、千七百六十軒に対して四千五百二十七名は約二・五七倍で隠し女がいかに多いか物語っている。(東海道筋を始め他の街道筋においても飯盛女の数が二名ないし三名と規定されていたが多きは遵守されなかった)。

永瀬家の旧記と年代が古い記録とは随分差がある。永瀬家の日記では、純然たる旅籠屋が三郷に千七百六拾軒も存在する。『難波すゝめ』や版本類に掲げられた数字と、余りにもかけ離れている。(永瀬家の数字に現実味があると、筆者は確信している。永瀬家は、北組惣年寄を勤めていた名家である。この数は北組・南組・天満組に対する旅籠屋と飯盛女の調査で、真実に近い報告がなされた)。

この〈旅籠屋〉の数字を理解する一つの方法として、株仲間が認めた宿屋株以外の隠れ旅籠屋の存在を示唆している。

觸二八四三 十一月廿日 常盤町三丁目塚口屋七兵衛増旅籠屋株 貸附之事、

右七兵衛儀、六年已前方公儀橋十一橋掛替修復共引受候二付、三郷通用旅籠屋株指免、壹ヶ月銀拾五匁宛貸付來候所、身薄者共賃金をいとひ、無株ニ而人宿いたし、又者株貸相滞候も有之、右掛替修復等ニ差支候ニ付、此度願ニよつて増株差免、壹ヶ月株賃五匁宛二引下ケ貸付候筈ニ候間、諸家用達船宿致候者も、用途向用之外二人宿致候類、并船宿ニ而も船付人数之外ニ旅人を差留、或荷付客と唱、人宿致候類ハ、右株借受可申候、都而無株ニ而人宿

致候もの於有之者、(後略)⁽²⁴⁾

右の触れを読めば、船宿も(旅人宿)に化けていることがわかる。『難波丸綱目』(安永版)から、船宿を拾っていく。⁽²⁵⁾

諸国問屋并船宿

和泉問屋同船宿	二五	撰苧問屋同船宿	二九
播磨問屋同船宿	一八	備前問屋同船宿	一一
備中間屋同船宿	三	備後問屋同船宿	三
芸州問屋同船宿	一〇	周防問屋同船宿	一八
長門問屋船宿	一三	紀州問屋同舟宿	一五
淡路問屋同船宿	一四	阿波問屋同船宿	一七
讃岐問屋船宿	二一	伊豫問屋船宿	一七
土佐問屋同船宿	一八	丹後問屋同船宿	一
因幡問屋同船宿	一	伯耆問屋同船宿	一
出雲問屋同船宿	三	石見問屋同船宿	二
隠岐船宿	一	若狭問屋船宿	三
越前問屋同船宿	三	加賀問屋同船宿	三
能登問屋同船宿	一	越中間屋同船宿	一
越後問屋同船宿	一	豊後問屋同船宿	一四
豊前問屋同船宿	四	筑前問屋同舟宿	六
筑後問屋同舟宿	五	肥前問屋同舟宿	七
肥後問屋船宿	四	日向問屋同舟宿	九
薩摩問屋同舟宿	三	尾張問屋同船宿	二

右の合計数は三百七軒になる。同じく『難波丸綱目』(安永版)より、

諸国飛脚宿から宿を探っていく。

諸国飛脚宿

○江戸飛脚屋	一〇	○京飛脚	二〇
○伊勢尾張加賀若狭越前飛脚	五	○奈良飛脚	四
○丹波丹後但馬駕籠飛脚出所	四	○伊賀飛脚	二
○大和飛脚	六	○同高田八木今井飛脚	一
○同吉野飛脚	一	○紀州飛脚	五
○和泉飛脚	一	○高野飛脚	一
○伊丹池田富田茨木西宮兵庫尼崎飛脚	一一		
○有馬飛脚	四	○撰苧三田飛脚	一
○紅苧筋飛脚	二	○撰苧高槻飛脚	一
○播州姫路明石飛脚	二	○同龍野飛脚	一
○同三木飛脚	一	○同穴栗飛脚	一
○因幡鳥取伯耆米子飛脚	一	○河内八尾平野久ほうじ飛脚	一
○長崎飛脚屋	四	○京魚荷飛脚	一
○伊勢御師宿	一二	○石清水八幡宮宿	一
○近江八幡宮宿	一	○高野山阿たこ山宿	四
○熊野那智本宮宿	一	○長崎下ノ関小倉船	二
○西国筋日限請負船出所	一	○同早飛脚仕立所	一
○讃苧金毘羅參詣船出所	三	○四国切手出所	一
○御大名人足請負方	九	○御城廻り辻番七ヶ所請負人	一

△川浚請負人	一一	△沖浚常請負	一
八軒屋はたごや	七	長町旅宿屋	九
道者宿	三二	勸進宿	三五
諸方郷宿	三一	遊山茶屋之分	五八
風呂屋之分	一九	三郷湯屋	二九
東西御番所下宿	二二	諸国商人宿	三
諸国船宿	七	諸国宿屋	三〇〇

(○△印は筆者)

諸国飛脚宿を整理すると、百二十一軒分の旅宿が新たな旅宿となる。それでも先の千七百六十軒に及ばず、隠れて営業を行う者がいた。このような事態に遭遇していても、旅籠屋からは文句も出なかった。しかし、次の史料は少し様子が違っている。

觸三四九五 十二月廿六日 天明八年

近頃諸問屋ニおいて荷主杯と唱、又ハ船宿ニ而も、船頭杯は差構無之儀と、心得違候者も有之哉、無株ニて致人宿、旅籠屋株不借請、難儀之趣願出候得共、宿いたし候者名差を以申立候儀ニも無之二付、(後略)⁽³⁶⁾

天明八年の觸内容では、問屋の荷主あるいは船頭と云う立場を利用して鷹揚な態度で接している。このような心得違いの人、無株にて営業をする人、更に旅籠屋株を借請けずに営業をなす者に対して「難儀を願出」ず、宿を経営する人達は右の事情を知っていても、申立てをする者がいない。

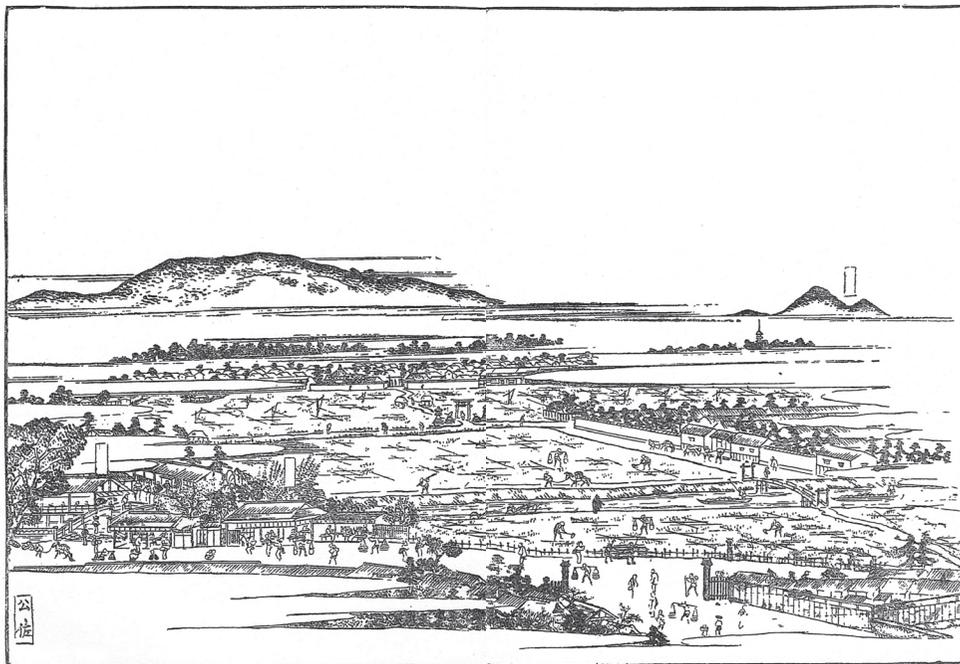
現実的な取締りの方法がなく、実効性もなく諦め、その代わりに船宿・船頭は大きな顔をして営業をしていた。

船頭三百七軒、飛脚宿五百八十六軒、諸国宿屋六百軒(安永二年の六百株増加分)その他茶屋・風呂屋を合算しても、天保十四年の永瀬家の日記との差は百六十一軒と僅かである。(実態と公式調査との差)公式に現れない場合も含めて、宿が旨みのある商売だから、似せ旅籠屋、類似の営業をしても余り眼につかない。だが、宿泊者達はこのことを知っていた。

2 木賃宿の状態

① 木賃宿の状態

『摂津名所図会大成』巻之八に長町裏の絵がある(図1)⁽³⁷⁾。挿絵をなぞってゆくと、手前の道が堺筋で、それから家屋が立ち並ぶ様子が見える。道路を挟んで家屋が並ぶ東側に井路川があり、荷物を積送する船が南側から北側へ、つまり日本橋の方へ移動している。その東側は田畑が広がり、道の向こう側にハネツルベが十程描かれている。その東側は下寺町界隈にあたり、奥に描写されている山は信貴山、そして右側に二つ連なって見える山は二上山である。二上山の下方部分に四天王寺の塔が見える。安政二年以後に執筆されたといわれるが、それ以前に出版された『住吉名所図会』⁽³⁸⁾における今宮村札之辻の長町は、



(図1)『撰津名所図会大成』長町の裏絵図

やはり道路を挟んで家屋が立ち並んでいる。

『撰津名所図会大成』を裏付けるように、道には多くの人が描かれ、杖を担ぎ、馬に荷をつけ運ぶ人、往来人を掴まえ旅籠にでも案内する女性、往来人に声をかけている女性、背中に子供を負う人、道から橋を渡り、旅籠か休息所に行く人、休憩する人などが描かれている。この挿絵は西側から堺筋を見て、長町と下寺町に拡がっている田畑を描いている。⁽¹⁰⁾

文化三年に作成された『紀州往還見取絵図』⁽¹¹⁾は、正に『住吉名所図会』『撰津名所図会大成』と共に、長町界隈に家が立ち並ぶ街道の様子を確認できる。

また、『撰津名所図会大成』の著者暁鐘成は、先に出た案内本とは趣がことなる記述をなし、長町の事情を次のように語っている。⁽¹²⁾

(前略) 南詰より南九丁を長町といふ紀州泉州よりの喉口にして往来つねに繁く兩邊にハ旅舎軒をならべ橋下にハ舟かまびすし且南の往来の左右にハ鮮魚の立賣ありて朝のほどより己の剋すぐる時分までハ羣集に道ふさがりて通行もわづらわしきばかりの賑ひなり又九町目まで左右に旅舎をほく就中ひやうたん河内屋ふんどう河内屋などいへる大家ありて數百人を宿す所謂當地の旅籠屋ハ浪花の名物なり

鐘成が語る旅舎とは、普通の旅籠屋と木賃宿が共存し、家屋の裏手に〈グレ宿〉が集中していた。これは一般の木賃宿とは違っている。弥次郎兵衛・喜多八が宿泊した分銅河内屋⁽¹³⁾は長町の有名な旅籠屋とし

て登場する。

有名になった「大阪名護町貧民窟視察記」は、鈴木梅四郎が長町の（ゲレ宿）を見聞し、明治二十一年十二月一日時事新報社大阪出張所で記事をとめたとある。鈴木は左のように記している。

右名護町五丁目までの間は商賣も可なりに繁昌して貧民も少く正業者多かりしにも拘わらず、名護町とさへ謂へば大阪の人々一概に貧民無頼の巢窟なりと認定するを常とする程なりければ、此間の人民名護町何丁目と稱するを厭ひ、遂に時の奉行に情願して日本橋通り何丁目と改稱したるは今より數十年前のことなり。⁽⁴⁴⁾

長町から日本橋への町名変更について、大阪町名研究会編『大阪の町名』⁽⁴⁵⁾『佐古慶三』『日本橋』⁽⁴⁶⁾は、町名変更の具体的事実を記していない。寛政四年（一七九二）に、長町一丁目→同五丁目→日本橋一丁目→同五丁目になった。

明治五年三月十七日の町名分合改称により、日本橋一・二・三丁目→日本橋筋一丁目、日本橋四丁目は日本橋筋二丁目、日本橋五丁目が長町六丁目を加えて日本橋筋三丁目、長町六丁目の残り、同七丁目を加えて日本橋筋四丁目、長町七丁目の残部に八・九丁目を加えて日本橋筋五丁目と改称した。と『大阪の町名』は述べている。

しかし、『大阪市史』も町名変更について、どのような理由で変更になったかは述べていない。大正十年十一月に、大阪市役所教育部「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廢學童調査ト特殊學校ノ建設ニツキテ」において述べている。



(図2) 道中編案内 定宿附

前述ノ如ク長町ハ惡漢無頼其他下層細民ノ巢窟タリシタケ社會一般ノ排斥スル所トナリ長町ノ住民ト聞ケハ何等信用ナク心アル住民ハ深ク之レヲ憂ヘ明治五年時ノ府權知事ニ歎願シテ今日ノ如ク日本橋筋ト改稱セリ。⁽⁴⁷⁾

幕府や政府が住民の意見に耳を傾け、町名を変更したとしても、常に眞実は隠微される。鈴木は同視察記において、旅籠屋について次のように書いている。

舊記に據れば此時の名護町の旅籠屋は瓢屋・分銅屋・傳法屋・河内屋・大師屋・鍵屋・若江屋・坂井屋・(玉)の伏見屋・輪違などにして今は其家筋もなく僅かに日本橋筋に一二の家名のみを残すに過ぎず。⁽⁴⁸⁾

鈴木がいう旧記が判然としないが、長町の木賃宿屋・旅籠屋の唯一無二の記録である『上 木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上』⁽⁴⁹⁾は、寛政三年亥十月廿六日の奥書を認めている。

普通の旅人宿が五軒、他は一般の商売をしている裏が五十六カ所にのぼる。

表店はだいたい、旅人宿の場合は六間間口に奥行き十二〜十三間の家作が建ち、家の横には一、二間の空地を取り、残りの六七間に長屋小屋を作る。旅人宿にて裏長屋を持つ家は左記に掲げる。

廣島屋、明石屋、越前屋、出雲屋、若井屋、錨屋、扇屋、清水屋、江高屋、石水屋、大和屋、北の廣島屋、和知貝屋、淀屋、和泉屋、榊屋、木津屋（以上東側）かたぎ屋（今みの屋と改む）、播摩屋、中のかたぎ屋、伊勢屋、阿波屋、中村屋、南の播摩屋、でんぼや、紀の國屋、灘屋、志らんど、お年寄りの淡路屋、北のでんぼや、南のでんぼや、大阪屋、玉川屋、新坂井屋、中の伏見屋、南の伏見屋、淀屋、南の淀屋、丹波屋、八幡屋（以上西側）

右記の四十カ所がある。裏長屋にはそれぞれ持主がいて、その屋号か姓名を裏の名前にしているが、通称名として誰がいいだす訳でもないが、長屋近辺の特色（近所に豚を飼っていたり、鶏を飼っていたり、豚屋裏とか鶏屋裏と呼ばれるだろう）、長屋の特色（長屋が長ければ五十軒長屋と呼ばれたり、長屋が入り組んでいれば蜂の巣長屋といわれる）を長屋名にしている場合もある。前にも述べたが、裏の長屋は一間間口に奥行き一間半で二・五坪になる。三方は壁になり、連棟であるから、入口の戸の真ん中に明り取りの窓がある。畳を敷いてあるのは稀で、多くは荒根板の上に薄薦を敷いている場合が多い。

車力・下駄直し・羅宇屋・襦袢師などがこの貧民窟より仕事に出か

けて行く。

堺筋が拡張される前の、日本橋筋に面した表店の裏側の住人である。寛政年間の長町木賃宿の重要な点を指摘しておく。

上〔木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上〕の冒頭部分を引用する。

長町六丁目 木賃宿

式畳余仕切候部屋三拾軒斗 米踏人働人四拾人斗濱先悪女式拾人斗

先ほどの文献では、間口一間に奥行き一間半なら一・五坪、畳にして三畳分になる。この長屋はいい方で、この文書の書上げは、二畳余の半端な数字になっている。家作を造る場合でも、三畳・四畳半・六畳と区切るほど造作しやすいように思うが、現実はそのでもないらしい。

間口一間と奥行き九尺は土地の面積を求めるが、棟割長屋が立ち並び相長屋で互いの距離が狭い場合は、四尺から五尺の間隔である。この場合は三・七八平方メートルになり、二畳余となる。広い場合は六尺から七尺をとる。七尺では二・九七平方メートルになり、もつと部屋が狭くなる。引用した「式畳余仕切候部屋三拾軒斗」の意は、一棟を十戸ばかりに区切り、一戸あたりの土地は一間×九尺であつても、家作部分以外に、雨水が流れる溝の部分が一尺程も土地にくいこんでいる為、実際の家作は狭くなる。

案に一棟を十戸に区切られた部屋があり、一戸あたり二畳余になる。ここの住人は濱立女・袖乞・乞食・米踏人・働人などで構成されている。

明治期の住宅事情は悪く、第一に間口九尺、奥行き二間（三坪／六畳）では四畳半と一畳半の押入れか土間など、第二は間口一間、奥行き二間（二坪／四畳）では三畳と一畳の押入れか土間など、第三に間口一間、奥行き九尺（一・五坪／三畳）では二畳と一畳の押入れか土間などの構成になっている。

入口を除いては三方が壁（壁土が落ちていて）で窓もなく、煙を出す隙間もないので、空気の流れも悪い。その上太陽光線も入らず、部屋は陰気きわまりない。

狭い土間には釜・手桶・手水桶・履物・薪類・茶碗・土瓶・夜具などがあり、表に出れば軒下に尿壺から溢れた尿が四辺に散り、野菜・魚鳥の骨、その他腐敗物が下水の汚水と一緒に臭気を発している。

田中華城の『大阪繁昌詩後編』から抜粋する。

長坊二傘工アリ、門前空地ニテ各々製スル所ノ群傘を曝ス、裏門ハ千万乞兒往還ノ地、長坊第七街以南ヨリ乞兒ノ集ル所、皆朝ニ出テ街中ヲ歩シ食ヲ乞ヒ錢ヲコウテタニ之ニ帰ル、逆旅（宿屋）許多アリ、都下乞食宿ト称ス、（後略）⁽³⁶⁾

田中は長町の姿を的確に捉えている。類似の記事は年代が少し下がって明治三十五年になるが松崎天民がルポした「大阪貧民窟」⁽³⁷⁾から紹介する。

此所は蜂の巣三十二軒の、恰度裏側に當る場所で、平生は人の容易に通らぬ處、然ばこそ四十餘坪の空地は、凡ての汚穢物を以

て充滿され、（中略）此の邊の家は、一體に一棟を四戸に区分し、奥の室が四畳半、店が二畳に一間の押入付で、入った處が玄関でもあれば、又臺所でもあるといふ、一坪の空地を餘してある。然らば古下駄何足に隣して、古桶や焔爐、俎板庖丁、野菜類が雑居して、上り口の茶碗箸、食ひさしの古澤庵に對して居る様、随分他に見られぬ奇觀を呈して居る。

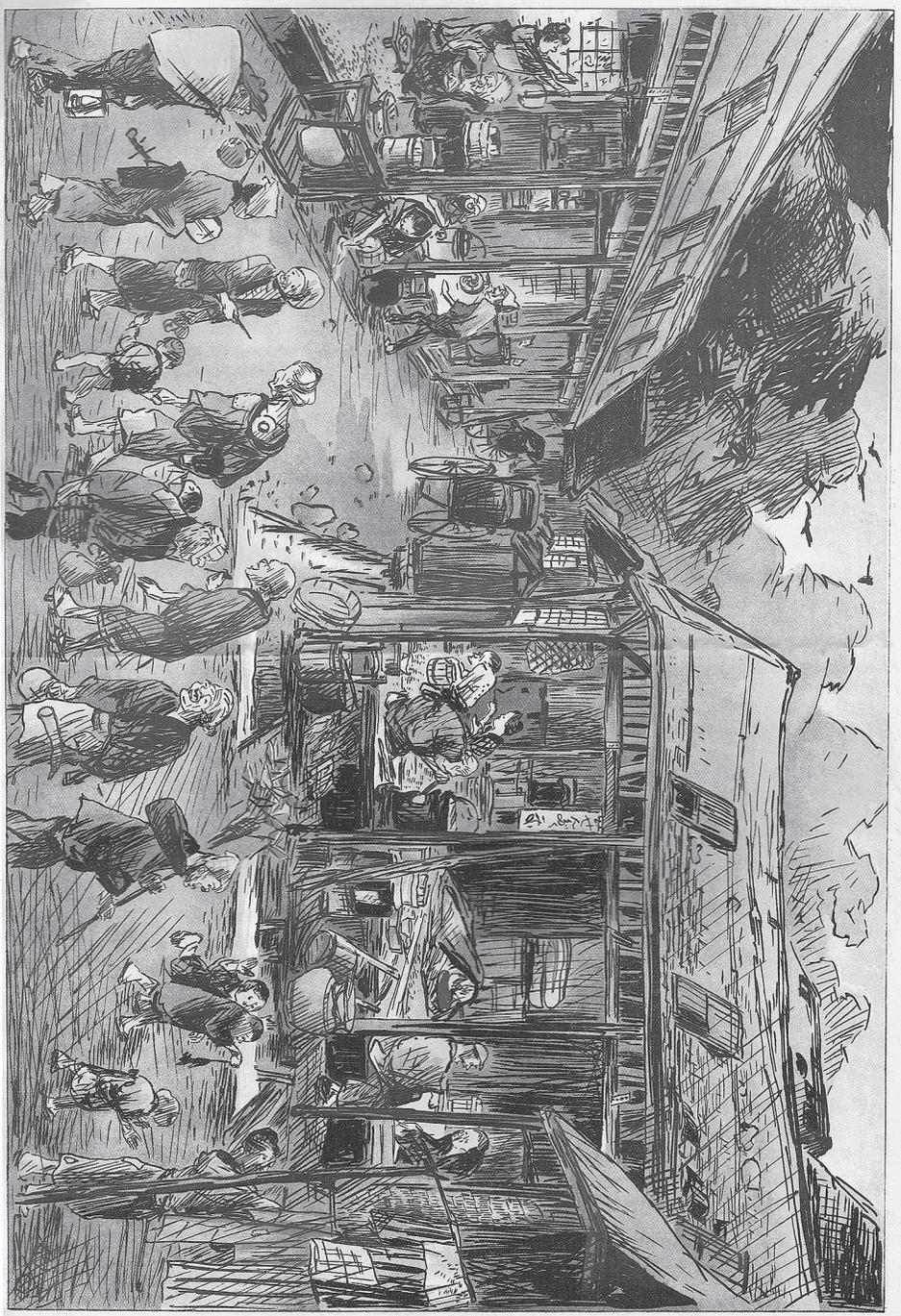
これが西高津新地の情景と思われるグレ宿の姿なのである。もう一つ紹介する。『明治大正大阪市史』⁽³⁸⁾に収められた次の記述である。

大阪市中にて貧民の集居する處を高津新地とす。數ヶ處の路次の中に裏長屋ありて、一坪半或は一坪を仕切り之に住居す。襤褸の衣、亂蓬の髪又は裸體にして腰に少しの古布を纏ふもあり。臭氣鼻を擽き不潔云ふ可らず。去れども傘・提燈其他些細の手職を為す。（中略）日本橋以南長町も亦窮民の集る處にして、高津新地より一層甚しく且つ多し。道路に棄たる廢物を拾ひ歸るあり、魚鳥の臟腑を持歸り食ふあり。（中略）其居る處壹坪に竈・鍋・布団各壹を添へて、（後略）

長町に隣接する高津新地も似た内容で、明治期には百間長屋、かんでき長屋と呼ばれた密集地で、おのずから貧民の住居と化していたが、生活は長町と大きく変わるところはなかった。

明治期の生々しい史料の後で気が引けるが、江戸時代に上田秋成は「貧民街の夕暮」⁽³⁹⁾として長町を描いている。

今宮むらを北によこをれくれば、長町のみなみがしらなり。



(图3) 『風俗画報』 内務省の「細民調査」 東京・鯉ヶ橋の貧民窟 (参考)

むつかしげなるいへども、ひしひしと立つならびたる中に、はたごやのところ得がほながら、(中略)

① 此のほとりにやどりとるとて、あさましげなる物等、たちつづきてかへりきたるを見れば、老いさらばへる目くらの、竹杖のかた手には、十一二なるわらはにひかせて、ゆくゆくうちたふるべくあゆみ来る。

② 米をよばねど、声をしあげば、聞きしりたらむものぞ。垢じみたるものに、つらおしつづみたるうばらの手にかぶら菜二かぶばかりくりさげて、もの得たりがほにゆくもあり。

③ むざり法師の、かしら髪おどろにあひのびて、つづれの肩のひまより、こほれる肌のあらはれたるが、なに事やらむひとりごとしつづ、むざり行くは、今日の寒さをかこつなるべし。はやくやどれるは、一銭がしほ、二銭がもち、これかれもとめありく。

④ 此のあきなふ家も、ここにとし月住みふりたるは、さるものらも、いぶせういやしめず、それめすか、これぞよかめるなど、こころよげなり。(中略)

⑤ 辻だちの歌舞伎芸者の、紅粉おしろいまだらにけはひたる若ものと、むつまじげに、打ちものがたりしつづゆくは、あるが中にもいさぎよげなれど、さすがにおどぶるふ鼻のさき、太脛など、鮪いろにこごえてさむげなり。また、あやしのをとこの、目ばかり見えて、手には、鳥かごのおしつづれたるに朽ちたる

簀のこ板、もちそへて、こよひのたき火のれう得たりとや、うれしげにはしりゆく。

⑥ 辻ぎみ五六人、ひききあしだの音、こぼこぼとひびかせ、髪はぬれぬれとあげて、白きもの衿にうつらふまで、きはぎはしくぬりたて、色あひたしかならぬものひきかさね着て、からからと、物たからかにいひつづ、北ざまにあゆみゆく。(中略)

⑦ 親をとこのために、我が身はあるものともせず、よひよひ出でたつもありとや。あはれのみさをや、わりなまことや、とうちながめらるる。

⑧ やうやう道頓堀に来れば、たちまち異国にいたりしかとおほゆ。夜芝居のまうけあすの夜よりと、やぐらまく翻々とひるがへれる。此のふく風は、さきざきにはあらぬにや、とおもふも、うつりやすのひとこころや。

右の引用文から私なりの解釈を試みてみる。

今宮村を北に行き、横に折れると長町の南の端に出る。むさくるしい家々がびつしりと立ち並んだ中に、宿屋がよい場所に建てられている。

この辺りで宿泊する場所を探していると、みすばらしい人達が行き来するのを見ると、盲目の老人が竹杖をつき、片方の手には十一、二才になる子供に引かせて、歩きながら今にも倒れそうに歩いている。

門口に立って乞食をし、声をあげれば、聞きなれた乞食に違いない。垢じみた布で顔を包み隠した女乞食の手には、かぶら菜二つを持って

得意そうにしていた。

足の不自由な坊主が髪の毛をぼうぼうに伸ばし放題にして、ぼろの着物の肩には、破れ目から冷えきった肌があらわれたが、何事かひとり言をいいながら歩いている。今日は寒く、嘆いているに違いない。早く家に帰ってきた者は、わずかな金額分の塩や餅を求めている。

これを商う家も、長い年月住み慣れた商人たちは、きたないと馬鹿にせず、気持よく対応している。

辻に立つて歌舞伎者の真似をして銭を乞う芸人が、化粧をした若者と仲良くしている。ここに住む者の中では一番こざっぱりしているが、さすがに寒いせいか震えている。太ももは冷えて暗赤色になっている。また、いやしい男がほおかぶりして、目だけ出し、手には鳥かごがつぶれ、腐った簀の子の板を持って今夜の焚き火の材料を手に入れたとか云って嬉しく走っていく。

京の売春婦が五、六人、歯が減って低い足駄の音、こぼこぼと響かせ、髪をつやつやと結い上げて、白粉が衿につくほどにくっきりと塗り立て、色目もはつきりしない着物を重ね着て高らかに喋りながら北の方へと歩いていく。

親や連れ合いのために我身はないものとして、宵毎に街頭に立つ者有り、あわれな女の貞操よ、やりきれない女の誠実よと眺めている。

やっと道頓堀に来れば、たちまち異国に来たように思える。夜芝居の準備がされて芝居は明日の夜からと櫓幕が翻り、この吹く風は、ささほど長町で吹いていた風とは違うと思いが、人の心は移りやす

い。

上田秋成は長町の情景をよく理解している。上田秋成『癩癖談』（文政五年）の頭注に、浅野三平^⑩は次の様にいう。

この辺りの貧民街の描写は、秋成晩年の作品『春雨草紙』中の「長者長屋」によく似ている。

「長者なが屋」は『春雨草紙』と一緒に磯谷家の壁中から出た原稿で文化二年（同五年頃）の作品といわれている。「長者なが屋」^⑪を引用する。

同じ大坂の内、安堂寺町の南がわ、おもてかしや三軒、うらは五軒、其南は高はらの土とり場のあとか桃の林になって、犬やにわ鳥がと、漁父がふた古ことに似たり。年もくれくぬ。表の三けんは、うらやさんの山伏、又、はり立して薬もあわすけなといふ医者との、今一軒は、内にいた事のないひとりすみ也。うらの五軒は、お針は、はち坊主の尼おや子、表具師の下手くそと見えるは、ろじ口に女のだる磨のかん板の、破てもはりかへぬはいかに。本家持の四十はかりの女房衆、反古買のひとり住、何しても楽なやうにはない衆しやか、とうして長者長屋といふとの評判。表貸家は山伏、医者、家にいた事のない独身者。裏貸家はお針婆、はち坊主の尼親子、表具師、四十ほどの女房、反古買のひとり住み、とそれなりの職業である。長町界隈の人達とは雲泥の差である。とても貧民街と呼べる場所ではなく、世辞にも良い場所とはいえない。南

側に高原があり、荒寥とした場所であるから、長町の雰囲気、人の往来、住む場所から決定的に違っている。『春雨草紙』に出てくる人は、大阪市中の裏長屋のくずれた場所ではどこにでも存在した人達である。

② 宿泊者達の食事

木賃宿の宿泊者達がとる食事の内容、とりわけ食物については、松原岩五郎が明治二十五年十一月十一日以降「国民新聞」に発表した成果と、新たに書き起こした稿が、明治二十六年民友社から『最暗黒の東京』⁽⁶²⁾として出版された。

その中で東京は四ツ谷鮫ヶ橋の貧窟の近辺にある残飯屋が描かれている。

汁菜これに準じ沢庵漬の截片より食麵包の屑、ないし魚の骸、焦飯等皆それぞれの器にまとめて荷造りすれば殆んどこれ一小遂の輻重ほどありて、(中略)

我れ先きにと筈、岡持を差し出し、二銭下さい、三銭おくれ、これに一貫目、茲へも五百目と肩越に面桶を出し腋下より銭を投ぐる様は何に譬えん、(中略)

お菜の如き漬物の如き、煮シメ、沢庵等は皆手攫みにて売り、汁は濁醪の如く桶より汲みて与え、飯は秤量に掛くるなれど、もし面倒なる時はおのおの目分量と手加減を以てす。饌の剩り、菜の

残り元来私下の節においては普通一般施与的の物品なれども、一旦茲へ引取ツて売鬻げば、またこれ一廉の商品なり。

東京の実情は右のとおりであった。大阪の木賃宿の食物事情はどのようなになっていたのか、向井藻浦のルポを紹介する。⁽⁶³⁾

兵営の残飯(鎮台)、料理屋の残飯(洗い)、汽船の残飯(蒸氣)、監獄の残飯と四種類あるが、販売店はそれぞれの残飯しか取扱わない。料理屋の洗いは家族が食べ、兵営の残飯は、沢山ある場合は、手のつけない飯は兵営近辺の者、軍人の縁故者が食す、監獄の残飯は、流石の貧民も口にするには堪えがたく、豚の食料と肥料になっている。

残飯屋で販売しているのは残飯だけでなく、これに付随している漬物、沢庵・梅干などは残っているのを持ち帰り、一鉢二厘から五厘までで売っている。しかし、形が整っていない、なかば噛み捨てたもの、あるいは魚の尻尾は別に細かく刻んで売る。

残飯屋の食よりも貧しい食がある。「大阪名護町貧民窟視察記」には貧民の食が記してある。⁽⁶⁴⁾

青物市場より拾い集めた蔬菜の屑、焼芋屋の屑芋などの中に少しばかりの米・麦・もしくは引割、小麦の皮を糊にした「フスマ」ものを食す。また、添菜として鶏肉屋の臍物・蒲鉾屋・料理屋・魚市場より得た魚類のアラ・伊勢海老の骸骨・鯛の頭などが貧民の食膳にあがる。

長町貧民街での商売に珍しいものは古下駄・古杭を割り小束にして一把三厘か四厘の正札を付したる薪、伊勢海老の骸骨・鯛の頭・鳥類

の腸・魚類のアラを戸板にのせ、一山五厘・六厘で売る。鎮台の残飯を粥にして一杯一厘で販売していたが、今は米価が下落した為になくなった。

向井藻浦は先ほどのルポと同じところに書いたものがあり、その内容も貧民の生活がよく描かれている。⁶⁵

廃物を回収して僅かな金を得る。品物はなんでもいいのである。どのような一品でも利用の途はある。どのような物を日々買い込んでいくかというと、紙屑・襪襦切れ・蜜柑の皮・古木・古板・竹の皮・古金・ガラスの片・鋳力屑・鯺鮎屋のだしがら・蠟燭の屑・残飯・大根の葉・同じく切株・魚の肝・同じく骨などである。拾い屋が市中から回収してきたもので、その仕方、行く末は見事である。

反古類は反古類でまとめ製紙会社へ持参し、金屑も揃えておく、竹の皮類の上等な所は草履屋が買って帰り皮草履をこしらへる。蜜柑の皮は支那人が買い、本国に送って葉や燈皮油を製する。古金については、腐蝕していない物は市内の古金屋が購入する。古金屋に適しないのは、別子銅山に送られる。ガラス屑は硝子製造所に送り、鋳力の屑はそれから「しろめ」をとる。大根の葉のよい所は漬物にして、使用できない葉と魚の腸または骨と一緒に煮て豚の餌とする。豚の餌にならない物は、肥料として農家へ運ばれる。

鯺鮎屋のだしがら昆布は、少量の醤油を加えて煮き、貧民の菜になるが、食べられない程のものは色付屋により青昆布となり、蜜柑の皮と一緒に清国へ送られる。時としては、昆布屋でさまざまな形に打ち

抜かれ、砂糖その他の味付けをして売られている。

大阪の木賃宿の近所には安い飯屋がある。それをルポした内容は左記のとおり。⁶⁶

木賃宿の存在する部落には必ず一、二の安飯屋が繁昌している。一室借切りの夫婦者は、南京米を炊き醬蝦の塩辛を菜として自活し、独身者は飯屋に通っている。

多田宇吉という飯屋は飯の盛も好く菜もおいしく丸吉より一上等であるがわたし達は丸吉へ入る。

舌代

大

三錢

中

二錢五厘

割

一錢

米高に付當分の中右の通り御願申上候

丸吉

自分達は好物の数の子と中盛一碗を注文したが飯には臭気があり、数の子も最低で悪臭紛々としている。酒は水六分と酒四分のような酒、一夜は蚤に虱に苦しみ、南京虫に襲われ臭気に閉口した。

朝六時に目覚め、お客様は昼弁当を二錢がとこ入れてやとか、盛を充分に頼みますぜといっている。

③ 法律から見た長町の変遷

明治元年七月十三日に長町宿屋ノ取締りとして大阪府より發布された。⁽⁶⁷⁾内容は従前と同じで、長町四カ所の旅籠宿・木賃宿は難渋人・野宿し袖乞をする者。日雇い労働をなす歩行荷物持ち・搗米屋・酒造屋・絞り油屋に働く人を宿泊さす。以前からもあったことだが最近、在領の旅籠屋・奉公人口入・煮売屋渡世の者が、「小宿杯與唱之旅宿屋仲間」に加入しない為に、長町四カ所同様の稼ぎ、並びに相聞があるとすれば、吟味の上沙汰をするという。

明治四年一月晦日には木賃宿稼人宿営業規則が長町木賃宿・三稼人宿の名前で發布されたが、明治元年より進歩した点は、稼手形を所持しない者は宿泊できず、稼手形所持人は翌日手形の写しと止宿の理由を届出ることになる。

また、無籍の者について、一泊を乞う者に対しては召し連れて出訴し、三商宿に止宿する油稼ぎ人・酒造人・米踏み人で稼手形不所持の者は止宿できない。

戸籍分明者は雇い主・受入を相立て、日数五十日を限り、働切手を取寄せる事としている。

明治四年二月

向後非人者勿論、都テ無宿者止宿為致候義ハ、堅く令停止候事

但、非人札所持之ものハ、止宿差免候事

一生活之ため、他處より稼二立越候者者、切手無之者、早々可立退之處、一時難渋之義も可有之二付、宿主受人二相立候ハ、

日数五十日之間猶豫せしめ、早々取寄、本人同道可届出、若日限を過、不届出者、歸國可申付事⁽⁶⁸⁾

更に明治四年五月七日の止宿人届出方、逮夜僧ノ禁止の定めであるが、これによると大きな変更点があり、六カ条を掲載する。⁽⁶⁹⁾

一旅籠屋並其他トモ、止宿人者其名前ヲ帳面ニ認置、七日目毎二年寄・庄屋手前へ差出、改ヲ可受事

一三日以上之止宿ハ、時々年寄手前江可届出事

一市中二而三日以上止宿有之、其趣届出候ハ、年寄より府廳へ可届出事

一鑑札所持無之もの止宿為致候義、堅く不相成筈、前日モ相違候通、尚又疎略有之間敷事

一九十日以上止宿之者者、府廳より鑑札可相渡二付、最初本人所持之鑑札ニ書面相添、願立候様可為致事

一止宿人、病氣或者異變有之節者、速ニ庄屋共承知之上、事柄次第、無油斷府廳江可届出事

但、止宿等届向之義者、是迄之通、即刻四區出張所へ可申出事

明治五年二月十四日の止宿人改方並二届出規則は、他管轄の府下へ止宿の節の布令として、旅籠屋其外町家へ止宿を乞う時は名前を尋ね、印鑑を改めて止宿をさせることを定めている。もし、印鑑を所持しない者についても、紛敷しい者でないことの確証を得られると、証人を立てて止宿させる。遊女・泊茶屋にて身分が不明な客、馴染みの

客などの止宿、飲み明かしの節も名前を記し、翌朝年寄に届出、年寄りより取締り所へ申出る。

明治五年三月十日の止宿人改方並届出規則書運用心得は、同年二月十四日の第一条中、印鑑又ハ確証、証人などが無いものは、止宿をさせないことになった。

宿屋渡世の向ハ、追而諸方御規則一定相成迄、當分之内、婦人並十五歳以下の男子ハ、証書所持無之共、疑敷風體無之ニ於てハ止宿致させ、翌朝止宿人届之節、右之段相斷り可申候、其他伊勢參宮・諸本山參詣にて止宿頼ミ來候ハ、先ヅ印鑑證書等の有無を問、所持無之者ハ、其名前・生國都村・名・年齢等聞料、相違無之上ハ、是又止宿為致、前同斷取扱可申候⁽²⁰⁾

明治五年六月十七日の「市中宿屋惣代ノ設置及冥加金」においても細かい規定が整備された。

一向後宿屋業相營ミ度者ハ、疊數願書ニ相記し、區長・戸長奥印を以願出、(後略)
一 冥加金、從前之定相廢、更ニ疊數五十疊以上を上等とし、一ケ月十五錢、二十疊以上四十九疊迄を中等とし、一ケ月十錢、十九疊以下を下等とし、一ケ月五錢、上納可致(後略)
但、廻船宿ハ、都而中等と相定候事⁽²¹⁾

明治七年一月十九日の「止宿人改方並届出方」では、一泊・二泊の届出は不要であったが、近頃、乱暴人が徘徊しており、當分の間は一

泊の場合でも本籍・身分・姓名・年令を聞く、これは旅籠屋に限られる。免許を持たない者は当然ながら営業をすることができない。

明治九年三月二十日「止宿人届出方の改正」では、明治七年にくらべて左の通り改定された。

一 止宿人ノ義三泊以上ノ者ハ勿論、假令一泊二泊ノ者ト雖ドモ、三日目毎ニ取束子、本籍身分並何月何日止宿、或ハ出立等姓名ノ上ニ詳記シ、最寄警察出張所へ可届出候事⁽²²⁾

明治九年十一月三十日止宿者ノ届出

往々胡亂ノ者管下在籍ノ旨申偽り止宿致シ候者之歟ニ相聞、取締向不都合ニ付、以後管下在籍ノ者ト雖ドモ、止宿ノ節ハ其都度他管下ノ者同様可届出候、⁽²³⁾

明治十年十一月十六日止宿人並寄留人届方規則

第貳条 當管内居住ノモノヲ、宿屋業ニ無之者懇意上ヨリ止宿致サセ候向ハ届出ニ及バズ、尤九十日ヲ過猶其上數日止宿セントスル者ハ、戸主ヨリ該區會議所へ可届出置事、⁽²⁴⁾

明治十四年十一月四日寄留止宿人届出ノ改正(関連のある条項を抜く)

第五條 宿屋業ニ非ザルモノ、懇意上ヨリ他人ヲ止宿セシムルトキハ、五日以内ニ所轄警察署又ハ分署へ届出ベシ

第六條 止宿人九十日ヲ經過スルトキハ、第一條・第二條ノ手續ニ照シ寄留届出ルハ勿論、其届書中何月幾日ヨリ止宿九十日ヲ經過セシ旨明記スベシ⁽⁷⁵⁾

明治十六年七月十日旅人宿取締規則

第一條 旅人宿トハ、旅人宿・船宿・荷主宿等、總テ諸人ヲ宿泊セシムルヲ以テ營業ト為ス者ヲ云フ

第四條 營業者ハ書式ニ倣ヒ止宿人（滞在出立トモ）ノ住所・氏名等ヲ詳記シ、午後十二時迄ノ分ハ其夜、十二時後ハ翌午前九時迄、所轄警察署又ハ分署へ届出ヅベシ、但、便宜ニ依リ巡查派出所又ハ警察分署所在地ヲ除クノ外ハ戸長役場へ差出スモ妨ゲナシ

第五條 宿引ヲ出シ旅人ヲ誘引ス可カラズ

第六條 單身ノ旅人ト雖ドモ故ナク宿泊ヲ拒絶スベカラズ

第十條 止宿人ノ内怪シキ舉動アリト認ムルトキハ、速ニ警察官吏ニ密告スベシ

第十三條 警察官吏ハ臨時止宿人ヲ調査スルコトアルベシ

3 木賃宿の宿泊者達

① 江戸から明治の宿泊者

明治大正期は、江戸時代からの風習を抑え、近代化を促進した時期

でもあった。法的には近代的な様相を整備していったが、現実とは掛け離れていた。宿屋にとっても同じ問題を抱え込んでいた。もともと旅籠屋は旅人宿としての形を整備してから、旅館・ホテルへの道を歩むことになるが、木賃宿は簡易宿泊所の道か、あるいは廃業へと追いつままれていく。木賃宿もランクがあり、上等・中等・下等・グレ宿と分かれている。近代化が促進され、宿泊者は経済的問題と流行の波に襲われた。まだ、この時代には、個人の嗜好が満たされる時代ではなかった。

⁽⁷⁶⁾ 天涯茫茫の名で、明治二十九年四月三十日の毎日新聞に掲載された。この取材は、その当時の木賃宿の状態を示している。

東京の木賃宿宿泊客は人足・日傭取・土方のように腕力のある人が多い。地方は祭文語り・声色師・浄瑠璃語り・巡礼・六部・行者・托鉢坊主のような一種の乞食か、書家・画工と呼ばれる流派のわからない非生産の徒が多い。と指摘している。

明治三十三年から三十六年にかけて出版された『小天地』によれば、松崎天民は、難波河原町の木賃宿に宿泊していた。木賃宿の宿泊料が九銭だから上等の木賃宿である。

宿泊人は土方、千日前見世物の口上役らしい室々の比較的清潔で、一掃除の能く行届いた一事である。自分は最初、木賃宿とは蚤と虱と南京虫と臭氣との集合した處で、(中略)普通の住家と別に變った處はなかった。⁽⁷⁷⁾

下等の木賃宿は万歳橋付近の北区北野東の町、宿泊する平田方は前

科者、賭博、喧嘩、殴打傷人等客種は最劣等である。宿泊料五錢を支払い、蒲団には臭気があり、しらみ・南京虫に悩んだ事実が窺える。

裏の井戸端に、四畳半・三畳半の二室を土方の夫婦者が借切り、自炊して、家賃は蒲団の損料も含めて一日一人四錢で毎日徴収される。二階には乞食同様の者が宿泊し、宿料も三錢と最下等である。宿泊者は煙管の仕替職二名、呆放陀羅經一名、南無妙法蓮華經二名、豆売二名、四国遍路一名、夫婦者三組がいた。

江戸時代の長町においても情況は同じで、相部屋が日常化していて、一部屋に一人以上住んでいた。寛政三年時の長町宿泊人を、「上 木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上」⁽⁷⁸⁾から抜き出す。

長町六丁目

木津屋源兵衛 部屋三十軒斗 米踏人働人四十人斗 濱先悪女二十人斗

長町七丁目

山家屋久右衛門 部屋二十八軒斗 働人三十三人斗
綿屋重兵衛 部屋十九軒斗 働人三十人斗 濱悪女五六人斗
灘屋源兵衛 部屋二十五六軒斗 働人二十五六人斗 濱立女八九斗^(八脱カ)
和泉屋庄兵衛 部屋二十二軒斗 働人十八人斗 濱立女一人斗
大和田市太郎 部屋二十九軒斗 働人二十人斗 濱立女三人斗

袖乞十二三人斗

中村屋与兵衛 部屋二十八軒斗 働人十一人斗 濱立女二人斗
袖乞八九人斗

山田屋伊兵衛 部屋四十軒斗 働人三十七八人斗 濱立女三人斗
四人斗

尼崎屋善次郎 部屋二十二軒斗 働人二十人斗 濱立女十人斗
袖乞十人斗

榎坂屋文右衛門 部屋二十五軒斗 働人二十五六人斗 濱立女三人斗

天王寺屋太右衛門 部屋二十二軒斗 働人十人斗 濱立女一人斗
袖乞七八人斗

榎木屋彌七 部屋三十軒斗 働人二十人斗 袖乞十人斗
万屋宗兵衛 部屋二十八軒斗 働人三十人斗 袖乞七八人斗

長町八丁目
榎木屋儀兵衛 部屋二十五軒斗 働人二十人斗 袖乞十人斗

万屋平次郎 部屋二十七軒斗 働人三十人斗 袖乞十人斗
寺嶋屋吉右衛門 部屋三十一軒斗 働人三十四五人斗 濱立女二人斗
人斗 袖乞十四五人斗

堺屋多助 部屋十八軒斗 働人二七八人斗 濱立女二人斗

斗
帯屋儀右衛門 部屋二十軒斗 働人三十人斗 濱立女二人斗
袖乞十人斗

八幡屋徳泰	部屋五十軒斗	働人三十人斗	袖乞二十七人	虎屋彌兵衛	部屋二十六軒斗	働人二十人斗	袖乞十人斗
河内屋乙吉	人斗			大和屋藤介	部屋十三軒斗	働人二十三人斗	濱立女二人
	部屋十三軒斗	働人十七人斗	袖乞七八人		斗	袖乞十人斗	
淡路屋作兵衛	斗			木津屋定吉	部屋二十四軒斗	働人三十人斗	袖乞十人斗
	部屋三十三軒斗	働人二十人斗	袖乞十二人	八幡屋嘉兵衛	部屋二十軒斗	働人三十人斗	濱立女一人斗
井筒屋傳右衛門	斗			紀伊国屋徳兵衛	袖乞十七人斗		
	部屋五十三軒斗	働人四十人斗	濱立女七人斗		部屋二十軒斗	働人二十人斗	濱立女二人斗
若江屋喜八	袖乞三十人斗			大和屋彦兵衛	袖乞七八人斗		
伊丹屋他人	部屋三十二軒斗	働人五十人斗	濱立女一人斗		部屋三十九軒斗	働人三十人斗	濱立女三人斗
	部屋二十七軒斗	働人十七人斗	濱立女三人	伊丹屋捨泰	袖乞十四五人斗		
伊丹屋長兵衛	斗	袖乞七人斗		明石屋宇兵衛	部屋二十一軒斗	働人三十人斗	袖乞十人斗
	部屋二十七軒斗	働人十七人斗	濱立女一人斗	榎木屋善兵衛	部屋三十軒斗	働人四十人斗	袖乞十人斗
八幡屋新兵衛	袖乞二十人斗				部屋二十一軒斗	働人三十人斗	濱立女二人斗
	部屋二十九軒斗	働人四十人斗	濱立女一人斗	長町七丁目	袖乞六七人斗		
長町九丁目	袖乞十七人斗			木賃宿 旅籠屋			
八幡屋久兵衛	部屋四十八軒斗	働人三十人斗	濱立女二人斗	太子屋徳兵衛	部屋十三軒斗	働人二十一人斗	濱立女二人斗
金屋金十郎	袖乞十人斗			凡人数千四百人余			
	部屋十九軒斗	働人十人斗	濱立女一人斗	内			
木津屋弥兵衛	袖乞十二三人斗			濱立女	凡九拾六七人斗		
	部屋十八軒斗	働人三十人斗	濱立女一人斗	袖乞男女	凡三百六七拾人斗		
	袖乞九人斗			濱立女三拾人斗	茂病氣二而引込居る者も御座候		

前書有之候部屋老軒江一夜蒲団帖入代錢五拾四文宛老人相増候
 得者拾文まし二候事

ふとん帖入候得も前二代錢取候よし右之外二他国今内々一夜預
 り凡式百人程づつ相預り候よし風聞任候

長町六丁目〜長町九丁目の木賃宿(乞食宿)に宿泊していた総数は、
 千四百人余、その内濱立女は九十六七人、袖乞(男・女)は三百六十
 人〜三百七十人で、残りの九百三十人〜九百四十人は「働人」となっ
 ている。

濱立女は体売つての売淫、袖乞は字義通り乞食を意味している。
 「働人」とは米踏人・油絞人・酒造屋および歩行荷物(日雇働)の仕
 事をする人達をさしている。いずれの仕事も体力を必要とし、また体
 力を著しく消耗させる。

住人の内、濱立女の九十六七人が働いている中、三十人は病気で引
 きこもり、客引きができない状態を示している。客から病気を貰い、
 性病の為臥せているのか、体・腰を使い、一日に何人も客を取る為
 に、疲労と体力を回復する時間もなく、休憩もままならない状況であ
 る。住居にしても、一人で住むことは珍しく、たいがい相部屋である。
 理由は金が少ししかなく、あるいは金を節約する為で、一人より二人
 以上で住めば費用は安くなる。夜具の蒲団も、一人前で充分と考えて
 いる。蒲団帖で五十四文が必要で、一人増加すると十文増しにな
 る。一部屋の宿泊料について一人分が決められている。一人増加する
 度に増加額を支払う。蒲団の場合は二人で六十四文だから、一人分は

三十二文ですむ。

河内屋乙吉は部屋が十三軒で宿泊人が二十六人になり一部屋に二人
 の勘定。

木津屋彌兵衛は部屋が十八軒で宿泊人が四十人になり一部屋に二・
 二人の勘定になる。八幡屋嘉兵衛は部屋が二十軒で宿泊人が四十九人
 になり一部屋に二・五人の勘定となり、この史料では最高である(表
 1)。

〔上 木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上〕によると、風聞であるが乞
 食にしる売淫行為であれ、力労働にしる、この付近に定住している以
 外に、他国から一夜の宿泊を求めて二百人程が宿泊することもあると
 いう。

住宅については先にも触れたが、家賃は大体一日八錢から十二三
 錢、老軒の家を一家族で借り受ける場合は少ない。奥の六畳は六錢な
 いし七錢で家族の多い者が住み、店の二畳には二三人で住み、二錢か
 四錢の家賃を毎日支払う。この辺りでは相住があり、一家族で八錢〜
 十二三錢を支払う場合が多く、複数の家族で住むことになる。河野裏
 の一部を紹介すると、⁽⁸⁾

四千六百二番地の五号

酒小売商 島田好三郎(慶応三年五月二日生)

母いと (天保十一年生)

魚小売商 島田久太郎(慶応二年二月五日生)

妻いよ

三十五歳

六二歳

三六歳

表 1

町名 名前	部屋数	人	一部屋の数	町名 名前	部屋数	人	一部屋の数
長町六丁目				河内屋乙吉	13(軒斗)	26(人)	2(人)
木津屋源兵衛	30(軒斗)	60(人)	2(人)	淡路屋作兵衛	33	32	0.9
長町七丁目				井筒屋傳右衛門	53	77	1.5
山家屋久右衛門	28	34	1.2	若江屋喜八	32	51	1.6
綿屋重兵衛	19	36	1.9	伊丹屋他人	27	28	1
灘屋源兵衛	26	35	1.4	伊丹屋長兵衛	27	38	1.4
和泉屋庄兵衛	22	23	1.1	八幡屋新兵衛	29	59	2
大和屋市太郎	29	36	1.2	長町九丁目			
中村屋与兵衛	28	22	0.8	八幡屋久兵衛	48	42	0.9
山田屋伊兵衛	40	42	1.1	金屋金十郎	19	24	1.3
尼崎屋善次郎	22	40	1.8	木津屋弥兵衛	18	40	2.2
榎坂屋文右衛門	25	29	1.2	虎屋弥兵衛	26	30	1.2
天王寺屋太右衛門	22	19	0.9	大和屋藤介	13	35	2.7
樫木屋弥七	30	30	1	木津屋定吉	24	40	1.7
万屋宗兵衛	28	38	1.4	八幡屋嘉兵衛	20	49	2.5
長町八丁目				紀伊国屋徳兵衛	20	30	1.5
樫木屋儀兵衛	25	30	1.2	大和屋彦兵衛	39	48	1.2
万屋平次郎	27	40	1.5	伊丹屋捨奈	21	40	1.9
寺嶋屋吉右衛門	31	52	1.7	明石屋宇兵衛	30	50	1.7
堺屋多助	18	30	1.7	樫木屋善兵衛	21	39	1.9
帯屋儀右衛門	20	42	2.1	長町七丁目木賃宿旅籠屋			
八幡屋徳奈	50	58	1.2	太子屋徳兵衛	13	23	1.8

車夫

車夫 同八号

屑商 同七号

車夫

車夫 同六号

藤井安太郎(慶応二年十一月十二日生) 三十六歳
 妻りゆ (明治六年九月七日生) 二十九歳
 長男富太郎(明治二十五年六月十一日生) 十歳
 長女とみ (明治二十年四月五日生) 十五歳
 二男樋次郎(明治二十九年生) 六歳
 二女 (明治三十三年五月四日生) 二歳
 岡本直次郎(明治七年十二月一日生) 二十八歳

辻中善次郎(嘉永二年十二月二十五日生) 五十三歳
 妻とく (天保三年九月二十八日生) 七十歳
 三男一久 (明治二十七年四月十四日生) 八歳
 長男信次郎(明治十年四月十五日生) 二十五歳
 弟卯之松 (明治十二年七月九日生) 二十三歳

川端萬藏 (明治九年十月三十日生) 二十六歳
 妻とふ (明治十年八月十一日生) 二十五歳
 長女きみ (明治三十二年十一月十五日生) 三歳
 山口松之助(明治元年一月五日生) 三十四歳
 妻たか (明治四年八月十三日生) 三十一歳

同九号	妻たみ (明治六年八月八日生)	二十九歳	妻みつ (明治十三年)	二十歳	
	長女とみ (明治二十九年五月十一日生)	六歳	安達龜三郎 (明治十二年四月七日生)	二十三歳	
	二女しづゑ (明治三十三年四月五日生)	二歳	妻ひさ (明治十四年生)	二十一歳	
	今西岩吉 (明治八年十一月十六日生)	二十七歳	田中虎吉 (明治五年九月八日生)	三十歳	
	妻きよ (明治十一年四月十七日生)	二十四歳	妻かめ (明治七年九月十日生)	二十八歳	
	父榮次郎 (天保十一年生)	六十二歳	男久吉 (明治三十三年十一月六日生)	二歳	
			男龍太郎 (明治三十年三月二十三日生)	五歳	
			仲谷かつ (明治十六年十二月二十六日生)	十九歳	
車夫	栗崎萬次 (明治二年八月十四日生)	三十三歳			
	母とよ (弘化三年)	五十五歳	同十二号		
	岡田安次郎 (安政元年)	四十八歳	車夫	吉村富吉 (明治十年四月十二日生)	二十五歳
	妻こと (慶応二年二月三日生)	三十六歳		妻なほ (明治十年三月二十八日生)	二十五歳
	長男里一 (明治二十八年九月十四日生)	七歳	車夫	阪田新造 (明治九年十月二十一日生)	二十六歳
	三男伊之助 (明治三十四年八月十日生)	一歳		妻とも (明治十六年九月十七日生)	十九歳
同十号				母しげ (安政元年六月二十一日生)	四十八歳
鍛冶職	松村巳之助 (明治元年十二月五日生)	三十四歳			
	妻たつ (明治四年九月三日生)	三十一歳			
	長男辰之助 (明治二十九年一月六日生)	六歳			
同十一号					
無職	松本國松 (明治八年十二月五日生)	二十七歳			

住居の豊数は六畳半ぐらいで、五号の構成は姓から見ると兄弟かも知れない。兄弟でなければ、他よりは余裕があるように思える。六号の職種は二家族共車夫である。車夫は組みになって働くから、比較的共生はしやすい。ここでも一人一畳以上であるから、少し余裕がある。

七号の亭主の辻中は、十七歳以上の年令が離れた奥様がつれあいだが、長男・次男共働き盛りだから、収入の心配をする事はない。

八号は三家族が住み、車夫が二家族だが、併せて十三人が住むのだからその悲惨さは想像以上である。八号に住む家族と同様の話があった、元憲兵虎裏(81)に住む車夫で間取りは四畳半と二畳で家族は林米吉が六人、萬谷宗吉(車夫)家が二人、泉谷繁蔵家(車夫)が二人、大井佐太郎(車夫)家で都合四組十一人になる。全部で子供が五人いるが寒そうに小さくなって奥に居て、林米吉は煎餅蒲団一枚にくるまって寝ている。萬谷宗吉は自分の子供を膝に乗せて泉谷繁蔵と相対して二畳の炬燵の火入れに手を蔽している。

車夫どうしは三人ぐらいで、一台の車を借入れ(一人で借りる資力が無いから)Aが朝から昼まで仕事をして帰宅をする。次にBはAが着ていた(法被)(股引)を受け取って身づくろいをして、夕方に帰宅する。最後はCに(衣服)と(車)を貸す。(法被)(股引)(のりしき)(人力車)に敷いている堅い台布団)は三人の共有財産になっている。

4 木賃宿の宿泊料金

① 木賃宿の宿泊料金

江戸時代の木賃宿における宿泊料金を示している数少ない史料として、よく引用されるのが、(守貞漫稿)の名で知られている『類聚近世風俗志』である。

大阪の宿(上宿)では、普通銀三匁五分、下品な宿で錢二百文ぐらいである。(82)

長町一丁目には旅人宿が多く、中品・下品宿が中心になっている。木賃宿の料金は掲載されていないが、珍しいことに(グレ宿)の料金が掲載されている。長屋には古畳を敷き、土鍋一口をつけて一晩錢三十六文である。夜具および其の他のものは貸さない。(守貞漫稿)もここまで紹介した後、古くからの木賃宿の事例で終了している。木賃宿といった場合、少なくとも街道筋の木賃宿・都市の木賃宿・更に乞食などを宿泊させる木賃宿を分けて考えなければいけない。

街道筋の木賃宿は米などを持ち込むところもあるが、米と薪を販売してひさいでいたところもある。むしろ止宿からの収益は旅籠にくらべてサービスが悪い分、お金を取ることができなかった。木賃宿の形態を保有した宿と、機会があれば木賃宿から離れ旅籠屋へと向う業者もいて、(旅籠になれば止宿代・飯・酒・肴代からも利益につながる部分はある)、いずれも宿屋として残存し続けたと考えている。

都市の木賃宿は、(近代)という時代に対応できた宿と、(近代)に対応できず、なし崩しに駄目になった宿がある。(83)

長町六丁目(同九丁目)の木賃宿は、止宿料金しか取っていない(グレ宿)を経営していたから、その行く末は貸間業と変化していく。(普通、アパート経営における貸間とは、出自において決定的に異なる)

当時、幕府は長町界限をどのように見ていたか、少し長いが安政六年の触を引用する。

觸六二〇八 三月九日 長町四ヶ町木賃宿以外二而、無宿空人別
 之者等為致止宿間敷事、

長町六丁目、右四ヶ町旅籠宿木賃宿之義、前々々旅人之宿致し候
 斗二無之、難澁人共身上相仕廻、可年寄方無之、無宿相成、野宿
 袖乞いたし、或八日々市在江日雇働歩行荷物、搗米屋・酒造屋・
 絞油屋等へ働二罷越候者共之類、雨露を為凌候ため、右四ヶ丁宿
 屋共二限、聊之宿賃取之、差泊遣候(後略)

この触の意味は、長町六丁目・七丁目・八丁目・九丁目の四ヶ町の
 旅籠宿・木賃宿において、以前より旅人の為に宿業を果たしている。
 難澁人の心を思っても寄るべき方もいなかったので仕方がなかった。
 この為、無宿者として、野宿をする乞食・日雇い・荷物持ち・搗米屋・
 酒造屋・絞油屋の働き人足者に、長町四ヶ丁に限り、聊かの宿賃を取っ
 て宿泊させていた。〈無宿者に対して長町四ヶ丁以外に止宿させては
 いけない〉という意味は、生活最低者の人に対しても宿を限定し、提
 供することが幕府の考えであったことを示している。僅かの宿賃で宿
 泊しようと思えば、金を持たない人達は自然と〈グレ宿〉に止宿する
 しかなかった。

文化九年（一八一二）の「西国順礼道中記」の木賃宿における金額
 を挙げてみる（表2）。

宿泊施設の地域および経済力の問題があつて、都会と田舎では宿
 泊料金が異なる。文化九年「西国順礼道中記」では、銭百文から銭
 百六十文までを支払った。文政十三年に九名で伊勢参宮に出かけ、ま

表2 文化9年西国順礼道中記

単位は銭

月日	木銭	米代	合計	月日	木銭	米代	合計
1月8日	55(文)	70(文)	125(文)	2月19日	28(文)	86(文)	114(文)
1月17日	72	88	160	2月20日	28	88	116
1月18日	48	88	136	2月21日	30	85	115
1月19日	64	100	164	2月22日	32	84	116
1月21日	50	100	150	2月26日	38	88	126
1月22日	48	88	136	2月27日	32	80	112
2月1日	35	90	125	3月5日	30	64	94
2月2日	40	85	125	3月6日	27	72	99
2月3日	40	85	125	3月9日	30	75	105
2月4日	40	84	124	3月10日	35	80	115
2月5日	28	100	128	3月11日	35	84	119
2月6日	48	100	148	3月12日	32	78	110
2月7日	35	82	117	3月13日	30	82	112
2月8日	35	80	115	3月14日	38	88	126
2月9日	36	82	118	3月16日	40	75	115
2月10日	34	80	114	3月17日	28	80	108
2月12日	32	90	122	3月18日	28	88	116
2月13日	56	80	136	3月19日	22	104	126
2月17日	40	100	140	3月21日	48	100	148
2月18日	32	85	117				

表3 毎日人別帳

		単位は銭			
元治2年(1865)	3月	54貫347文	1263人		
	5月	51貫828文			
	閏5月	45貫322文			
	6月	51貫542文			
	7月	57貫317文			
	10月	78貫370文			
	11月	70貫176文			
慶応2年(1866)	2月	75貫692文	1年間 917貫829文		
	3月	88貫102文			
	4月	65貫372文			
	5月	66貫127文			
	6月	57貫 42文			
	7月	55貫 62文			
	8月	73貫517文			
	9月	80貫170文			
	12月	89貫647文			
	慶応3年(1867)	正月		80貫368文	1147人
		2月		不明途中より日計なし	1344人
		3月		〃	1195人
4月		〃	1076人		
5月		〃	947人		
10月		〃	1111人		

とめられた記録「伊勢参宮道中日記」耶麻郡大谷組利田村では、銭百二十文から銭二百文を超える木賃料を支払っている。街道筋に沿った木賃宿、都市における木賃宿に共通する点は、元々が旅籠屋であれ、木賃宿であっても、江戸時代から明治時代になっても、旅籠料と木賃宿泊の両宿は混在して宿泊させているが、勿論、部屋は異なっている。

しかしながら大阪長町にある〈グレ宿〉の料金と異なる。

元治二年三月(一八六四)の帯屋喜兵衛「毎日人別帳」(表3)の「カ

月間に延べ六十余名が宿泊している。判断しがたいことに同名もあり、途切れ途切れの宿泊者もいて、金を支払わなければ宿泊することはかなわず、宿泊者の名を以って比較判断の材料にはならない。

宿料の試算は、十日連続して宿泊した者を対象にいえる事は、四十二名の宿泊者の料金は、銭四十二文が二十一名、銭二十八文が八名、銭五十六文が七名、銭三十文が三名、銭六十四文が二名、銭十四文が一名になっている。

裏長屋の小間割の大きさは均等であるから、宿料がこれだけまばらになるには理由がある。部屋の装飾に差異はなく、部屋の大きさ、用具にいたっても個人持ちであるから問題にならない。人数の問題である。⁽⁸⁶⁾一人一夜に銭十四文、二人で銭二十八文、三人で銭四十二文、四人で銭五十六文になる。では、銭三十文と銭六十四文はどう理解すればよいのか、銭三十文の場合は二人で銭二十八文だから、契約時の問題か、家族構成の問題もあり得る。銭二十八文と銭三十文であっても銭五十六文と銭六十四文であっても家族の問題が含まれている。(乳幼児を一人と算入するか、半人前とするか、それ共、相対で適当に上乘せをする)時としては、一人前何程というように割つけてあるところもある、だから、もし家賃が滞って家主から放逐された場合には、直ぐに他の裏へ転じるか、あるいは別の店の二階を借受けるか、一人者ならば奥の四畳半を借り、以前から居る人と相住まいをして、一人前として毎日々賃を仕払うのである。⁽⁸⁷⁾

ナンバー2の作助の場合は、朔日から八日までは銭五十六文、九日

から二十九日までは錢四十二文で、何らかの理由で家族一人が抜けている。(家出か死亡が考えられる。)ナンバー27のおまさも、朔日から十一日まででは錢五十六文で、十二日以降は錢四十二文になっている。

ナンバー32の作兵衛も、朔日から十二日までは錢四十二文、十三日以降は二十八日を除き錢三十文、これらは人数の増減があったことを物語っている。

ナンバー35の庄次良は、朔日から六日まで二十八文を支払っているが、七日は錢十四文、八日は錢四十二文になっている。これは金がなく、七日分を八日に支払っている。九日の錢十四文は一人が外出して帰宅しなかった。十三日・二十五日の○印は後日金を支払っている。二十日の錢二十文は錢八文分不足しているが、この差額錢八文はやはり別の日に支払っている。そうでなければナンバー8の亀吉は五日まで錢四十二文を支払っていたが、六日から十三日まででは○印になり、十四日は△印、この日を最後に家を出ている。同じく、ナンバー16のおいねも四日までしか支払いがなく、家を出る羽目におちいつている。このような例はいくらでも指摘できる。

② 帯屋の木賃宿泊料から

都市の木賃宿に二種類あり、帯屋も普通の木賃宿と乞食などが宿泊する〈グレ宿〉を所有していた。⁽⁸⁸⁾ここでは、〈グレ宿〉の史料から検討を加えることにする。文書は、美濃紙で表書きされて〈入錢〉と記されている。年代は安政五年午(一八五八)十二月より文久三年亥

(一八六三) 六月迄の五年分の史料である。

木賃宿経営は日々・月々において変動があり、月あたり金四両から金三両ぐらいで推移し、時代の変化、新時代の対応がなされていけば、

〈木賃宿〉経営は持ちこたえることができたかも知れないが、不幸にも帯屋は対応がなされず、時代に流され消失していく運命であった。

木賃宿を経営する主人・番頭は、鬼のようにいわれている。実情を知らない第三者は、番頭が宿泊人に対して激しいやり取りを見ていると宿泊人がかわいそうに思えるが厳しく対応しない事には、宿賃などを徴収する事ができないからである。

帯屋の木賃宿において毎年一月一日の元旦は宿泊者から木賃料を徴収していない。⁽⁸⁹⁾

申ノ正月 元日なし

酉ノ正月 元日なし

戌正月 元日用捨合廿九日分

伊勢講受取

亥ノ正月 但元日用捨合二十八日分

伊勢講受取 (・印は筆者)

右の傍点を付した通り、元旦だから無料にしている。また、下尿が売却できることはよく知られている。史料を掲げると⁽⁹⁰⁾

戌ノ十二月小

一金六両一分

木賃宿分来ル亥年分下尿代鴻池村惣右衛門分受取

一金式商 借家下尿代亥年分鳥飼村の受取
 木賃宿の下尿代は鴻池村惣右衛門に売却し、借家の下尿代は鳥飼村に売却していた。

鴻池村からは、井路川・大川を経由して東横堀川・道頓堀川の日本橋で繋留し、陸上のベカ車に下尿桶を積み運んだ。鳥飼村からは、淀川・大川に入り、以下同様の道順を進むことになる。陸上交通を中心に利用すれば、下尿がこぼれて臭いを発する。(もし、陸路で物を運搬する場合は、橋を通行しなければならぬ状況になると、更に面倒な事になる。下尿桶の積み下ろしから、ベカ車を解体して、向こうの橋詰まで人力で、ベカ車の解体部分と下尿桶を持ち運ばなければならぬ。そして、橋を渡り切れば、ベカ車を再び合体して積載することになる) 多少お金を支払っても、河川を利用した方がはるかに便利であった。木賃宿の経営はムラがあり、毎日決まった金額が計上される訳ではない。

「入銭」(安政五年午々文久三年亥) 安政六年末二月の木賃宿一ヵ月分の売上を記す。単位は銭。

一	一貫三二四文	一六	九三六文
二	一貫 四文	一七	一貫五七六文
三	八四八文	一八	一貫二八二文
四	九八〇文	一九	一貫二〇八文
五	一貫二三六文	二〇	一貫二八〇文
六	六二〇文	二一	二貫四〇四文

七	一貫二〇文	二二	六二四文
八	一貫四五一文	二三	一貫三四六文
九	一貫四二八文	二四	一貫一六〇文
一〇	一貫 八〇文	二五	一貫二二〇文
一一	一貫 文	二六	一貫一三一文
一二	一貫二六四文	二七	一貫 三二文
一三	一貫 二八文	二八	一貫 五八文
一四	八四四文	二九	一貫 二六文
一五	一貫二四八文	合計	三十三貫六五八文

毎月の売上も高下するが、毎日の売上も高下する。二月二十二日に銭六百二十四文の売上に対して、二月一日・五日・八日・九日・十二日・十五日・十七日・十八日・十九日・二十日・二十一日・二十三日などと、二月六日・二十二日の売上を比較すると、倍になっている。木賃宿にとって宿泊者はあてにならない。

その日暮らしとはいえ、必ず仕事にありつけるとは限らない。それと、通常では宿料を貸すことはあり得ないが、何年も暮らし番頭と顔馴染になり信用されると、乞食などに限らず一日や二日分溜まっても待つ事があった。たとえば二月二十一日の銭二貫四百四文は、そのような日であった。家賃の取立てにおいても融通をきかせていた。

文久三年亥三月に如実に示す記事がある。

但笹徳之事是迄ニ老貫勿滞ニ相成候得共是迄無滞帳合仕置候
 依而此後勘定滞分安^(ト脱カ)い□し置候

23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42
56	56	56	56	○	56	○
42	42	42	42	42	42	42
30	30	30	30	30	30	30
42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42
56	56	○	弥三衛116	56	56	56
56	56	56	56	56	56	56
56	56	56	56	56	56	52
42	○	84	42	42	42	42
56	56	56	56	56	56	56
○	42	84	42	42	42	42
64	○	132	64	64	64	○
64	64	64	64	64	64	64
42	42	42	42	42	42	42
○	○	○	○	300	○	○
42	42	○	42	42	42	42
30	30	30	30	30	30	30
42	42	42	42	42	42	○
42	42	42	42	42	42	42
42	○	42	42	42	42	42
56	56	56	56	音吉	56	56
30	30	30	30	30	30	30
42	42	○	84	42	42	42
14	28	○	28	28	28	28
28	28	○	28	28	28	28
28	28	28	28	28	28	28
28	28	28	28	28	28	28
28	28	○	56	28	28	○
弥兵衛42	弥兵衛42	弥兵衛42	56	28	42	○
56	○	28	56	28	42	○
56	56	56	56	56	56	56
伊助 28	市兵衛42	市兵衛42	市兵衛42	伊助 42	伊助 42	伊助 42
市兵衛42	○	△	28	市兵衛42	市兵衛42	市兵衛42
28	さ七 28	さ七 28	佐七 28	28	28	28
伊勢七30	源蔵 24	金蔵 28	金蔵 28	佐七 28	さ七 28	つる吉28
伊勢七30	伊勢七30	伊勢七30	伊勢七30	伊勢七30	伊勢七30	伊勢七30
伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42
庄吉 16	庄吉 28	○ 庄吉	庄吉 28	○ 庄吉	庄吉 28	庄吉 14

	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
1 おねね	42	42	42	42	42	42	42
2 作助	42	42	42	42	42	42	42
3 佐市	42	42	42	42	○	42	42
4 浅吉	42	42	42	42	42	42	42
5 おみさ	42	42	42	42	○	42	42
6 江戸万	42	42	42	42	42	42	42
7 京音	56	56	56	56	56	○	56
8 亀吉							
9 梅吉	42	○	42	42	42	42	42
10 おとく	30	30	30	30	30	30	30
11 勇吉	42	42	42	42	○	63	42
12 音五良	42	42	42	42	42	42	42
13 弥三吉	56	56	○	56	56	○	56
14 万吉	56	56	56	56	56	56	56
15 磐蔵	42	42	42	42	42	42	56
16 おいね							
17 徳兵衛	84	42	42	42	42	42	42
18 熊吉	42	42	42	○	○	○	△
19 法花	56	56	56	56	56	56	56
20 作次郎	42	42	42	42	42	42	42
21 みなと	○	112	64	64	64	64	66
22 熊吉	64	64	64	64	○	132	66
23 三次郎	42	42	42	42	42	42	42
24 吉兵衛	400	○	○	○	○	○	○
25 伊助	42	42	42	42	42	42	42
26 おつる	30	30	30	30	30	30	30
27 おまさ	42	○	84	42	42	42	42
28 吉蔵	42	42	42	42	42	42	42
29 六助	56	56	56	56	56	56	△
30 音吉		84	42	42	○	42	42
31 音松	56	56	56	56	56	56	音吉 56
32 作兵衛	30	30	30	30	30	30	30
33 おたけ	42	42	42	42	42	42	○
34 市蔵	28	28	24	32	28	28	28
35 庄次良	28	28	28	28	28	28	28
36 金八	28	28	28	28	○	28	28
37 水助	20	20	20	20	20	20	20
38 弥助	28	28	28	28	28	28	28
39 惣助							
40 差道	28	28	28	28	28	○	○
41 熊吉							
42 熊吉	56	56	56	56	56	56	56
43 文吉	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42	伊助 42
44 吉五良	元右衛門28						市兵衛42
45 長兵衛	28	28	28	28	28	28	28
46 亀吉							熊吉 28
47 市兵衛					源吉 42		源吉 42
48 安吉				源蔵 42	うの 30	源蔵 42	うの 30
49 庄次郎		か市 28					
50 槌松							
51 常吉	○ 庄吉	庄吉 14	○ 庄吉				

8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
42	42	42	42	42	42	42	42
56	42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42	42
○		56	56	56	56	○	56
○	○	○	○	○	○	○	△
42	42	42	42	42	42	42	42
30	30	30	30	30	30	30	30
42	42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	42	42	42	42
56	56	56	56	56	56	56	56
56	56	56	56	56	56	56	56
42	42	42	42	42	42	42	42
42	42	42	42	○	84	42	○
42	42	42	42	42	42	42	42
56	56	56	56	56	56	56	56
42	42	42	42	42	42	42	42
64		132	64	64	64	64	64
64	64	64	64	64	64	64	64
42	42	42	42	42	42	42	42
○	○	○	○	○	○	○	○
○		42	42	42	42	42	42
○	30	30	30	30	30	30	30
		56	56	42	42	42	42
	42	42	42	42	42	42	42
	56	56	56	56	56	56	56
	42	42	42	42	42	42	42
56	○	56	56	56	56	56	56
42	○	42	42	42	42	30	30
○		42	42	42	42	42	42
	28	28	28	28	28	28	28
	42	14	28	28	28	○	28
	28	28	28	28	28	28	28
	28	28	28	28	28	28	28
○		28	28	28	28	28	20
○		28	28	28	28	28	28
	28	28	28	28	28	○	84
56	56	56	56	56	56	56	56
						伊助	伊助
						音吉	
28	28	28	28	28	24	28	28
市兵衛42	市兵衛42	市兵衛42	市兵衛42	市兵衛△			
三吉 28	市松 28	源吉 42					
		藤兵衛26	源藏 42	□て 14			おとめ42
28	28	28	28	松 14		か市 28	か市 28
				28	28	28	○
		庄吉 14					

表4 「毎日人別帳」 元治2年(1864)年3月

単位は銭

	朔日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
1 おねね	84	42	42	42	42	42	42
2 作助	56	56	56	56	52	56	△
3 佐市	42	42	42	42	42	42	42
4 浅吉	42	42	42	42	42	42	42
5 おみさ	42	30	42	42	42	42	42
6 江戸万	42	42	42	42	42	42	42
7 京音	56	56	56	56	56	56	56
8 亀吉	42	42	42	42	42	○	○
9 梅吉	42	42	42	42	42	42	42
10 おとく	30	30	30	30	30	30	30
11 勇吉	42	42	42	42	42	42	42
12 音五良	42	42	42	42	42	42	42
13 弥三吉	56	56	56	56	○	56	56
14 万吉	56	56	56	56	56	56	56
15 磐蔵	42	42	42	42	42	42	42
16 おいね	42	△	△	84			
17 徳兵衛	42	42	42	○	○	42	42
18 熊吉	42	42	42	42	○	42	42
19 法花	56	56	56	56	56	56	56
20 作次郎	42	42	42	42	○	42	42
21 みなと	64	64	64	64	64	64	64
22 熊吉	64	64	64	64	64	64	64
23 三次郎	42	42	42	42	42	○	42
24 吉兵衛	○	○	○	612	○	○	○
25 伊助	42	42	42	42	42	42	42
26 おつる	30	30	30	30	30	30	30
27 おまさ	56	56	56	56	42	56	56
28 吉蔵	42	42	42	42	42	42	42
29 六助	56	56	76	56	56	56	56
30 音吉	42	42	42	42	42	42	42
31 音松	56	56	56	56	56	56	56
32 作兵衛	42	42	42	42	42	42	42
33 おたけ	42	42	42	42	○	42	42
34 市蔵	20	36	28	28	20	20	28
35 庄次良	28	28	28	28	28	28	14
36 金八	28	28	28	28	28	28	28
37 水助	28	28	28	28	28	○	28
38 弥助	28	28	28	28	28	○	○
39 惣助	28	28	28	28	28	○	28
40 差道	28	28	28	28	28	○	56
41 熊吉	△		△				
42 熊吉	56	56	56	56	56	56	56
43 文吉		28					
44 吉五良			28				
45 長兵衛			28	28		28	28
46 亀吉			28		□助	28	市兵衛42
47 市兵衛						市兵衛28	市兵衛42
48 安吉				28	28		市松 28
49 庄次郎				30			
50 槌松				28	28	28	28
51 常吉					常吉 28	常吉 28	

文久三年亥三月の史料が示す通り、大きな問題もなく、真面目な人に対しては特別な勘定をしている。

文久元年酉十月迄は中村屋彦松が家守をしてきたが、度々断りを申す故、仕方なく伊勢屋請七に家守を付替えることにした。これは、帯屋の木賃宿に対する経営指針を中村屋彦松が受容しなくなかったからであると類推する。毎日集銭する事ができなかった。いろんな理由を言う乞食に対して家守が家賃取立ができなかった。銭一貫百文以上が必要なのは、仲間口掛けに銭百二十四文と別に銭百八文も必要であるが私(帯屋)は銭九百七十二文しか受け取っていない。

十月十六日より、「宿屋商売貸渡之約定出来則別昏證文之通り取極メ家賃毎日壹百文ニ相定」とあるは一日に銭一貫二百四文以上を集銭しなければならぬ。つまり銭一貫三百三十二文を集銭しなければならぬ。

定期的の家賃をあげることは、契約人数の確保と、仕事については、乞食に雑業的な行為を身につけることにもなる。乞食と契約するのではなく、ここでは帯屋と家守伊勢屋請七との契約であった。安政六年二月の史料で銭壹貫文以下の日は六日もある。酉ノ五月では十七日あり、酉ノ九月においても三日もあった。かなりの収入時以外では、日に銭壹貫百文ずつの集銭は少し困難である。だから家守と契約したと思われる。「毎日人別帳」より月々の売上を集計してみる。

元治二年(一八六五)三月以降慶応三年十月まで二十二冊の「毎日人別帳」が存在している。「入銭」に記載されていた数字は、安永五

年から文久三年までで、その後、元治二年までの史料は欠けている。「毎日人別帳」(表4)の月毎の集計(安政六年の銭三十一貫を標準にして計算・貫目以下切捨て)。単位は銭。

元治二年三月	閏五月	六月	七月	十月	十一月	慶應二年二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十二月	慶應三年正月	二月	三月
五四貫三四七文	五一貫八二八文	四四貫三二二文	五一貫五四二文	七八貫三七〇文	七〇貫一七六文	七五貫六九二文	八八貫一〇二文	六五貫三七二文	六六貫一二七文	五七貫 四二文	五五貫 六二文	七三貫五一七文	八〇貫一七〇文	八九貫六四七文	八〇貫三六八文	不明	同
七四・二%	六四・五%	四五・二%	六四・五%	八三・九%	一五一・六%	一二五・八%	一四一・九%	一〇九・七%	一一二・九%	八三・九%	七七・四%	一三五・五%	一五八・一%	一八七・一%	一五八・一%	途中より集計なし	同

表5 慶応三年正月二日
「毎日人別帳」
単位は銭

74文	およね	
74文	佐太郎	
74文	熊吉	
56文	浅吉	
74文	久兵衛	留吉
56文	宇之助	
110文	弥三吉	
74文	げん	
74文	□ち吉	
56文	乙五郎	
74文	卯吉	
74文	卯之助	
74文	げん	
74文	政吉	
110文	留吉	
74文	源助	
74文	熊吉	
74文	作太郎	
74文	□□	
56文	おいと	
74文	彦□	
74文	お政	
108文	彦藏	
56文	お廉	
112文	うの	
74文	京□	
74文	作次郎	
74文	伊助	
56文	つる	
74文	江戸万	
74文	卯之助	
74文	乙松	
56文	虎吉	
74文	伊之助	
74文	たけ	
110文	弥兵衛	龜八
60文	和助	
60文	虎恠	
60文	弥助	
60文	熊吉	

この数値では、右肩上りの物凄い売上金額の上昇が見られるが、経営状態が改善された訳ではない。表7を見ると、安政元年の金相場平均は高い。銭相場も高い。しかしながら安政二年以後は金相場・銭相場は安く、銀が下落しているのは一目瞭然である。同様に銭の下落も目につく、安政五年を基にすると、慶応三年時では五十五・七パーセントも下落している。安政六年では、慶応三年時に対して五十パーセントになる。したがって経営継続するためには、宿泊料の値上げしか考えることができなかった。

慶応三年正月の「毎日人別帳」(表5)から宿泊料金を拾うと、銭五十六文・銭六十文・銭七十四文・銭百八文・銭百十文と、以前の宿泊料とは随分違う高い料金になっている。

安政五・六年頃は銭二十八文から銭五十六文ぐらいだから、慶応三

年正月では銭五十文から銭百十文となって、約二倍の宿泊料金になっている。急激な宿泊料金の値上げは宿泊人数の減少を招く結果になる。一方、慶応三年前後の宿泊人数を並べると

元治二年三月	一六六三人
慶応三年正月	一一四七人
二月	一三四四人
三月	一一九五人
四月	一〇七六人
五月	九四七人
十月	一一一人

元治二年と慶応三年では、大きな変化はない。月毎の変化はあっても、乞食などは極端に減少していない。この時代の木賃宿経営はできていたが、諸物価が上昇した為、木賃料金も上げざるをえなかった。帯屋の経営の一端を指摘すると、慶応三年二月は途中から日計の

表6

年月	日	慶応3年正月	慶応3年2月	慶応3年3月	慶応3年4月	慶応3年5月	慶応3年10月
朔日							35
2日		42	48	39	39	31	36
3日		42	46	41	41	32	38
4日		41	45	40	40	31	37
5日		39	45	38	38	29	35
6日		40	45	39	39	30	35
7日		40	45	39	36	29	33
8日		41	45	39	36	31	35
9日		44	42	39	35	32	36
10日		42	47	39	39	32	37
11日		42	46	39	39	32	37
12日		41	45	41	41	35	38
13日		42	46	41	41	36	37
14日		41	45	42	42	36	38
15日		39	45	43	43	35	36
16日		39	47	42	42	33	37
17日		38	44	44	44	34	38
18日		40	44	44	44	34	38
19日		40	45	41	41	34	37
20日		39	48	44	44	35	37
21日		43	46	44	44	36	37
22日		38	46	43	43	35	39
23日		40	45	42	42	33	39
24日		40	43	43	43	31	40
25日		41	43	42	42	31	39
26日		41	43	41	41	30	39
27日		42	43	43	43	31	37
28日		44	43	42	42	34	37
29日		46	42	42	42	32	37
晦日			42				37
合計		1147	1344	1195	1076	947	1111

(単位：人)

記入がなく、従って月計もない。三月・四月・五月・十月も、日計・月計の集計がなされていない。⁽⁹⁵⁾ 売上金額を帳簿に記載・集計がなされていないということは、利益の衰微、もしくは経営のあきらめである。質屋の経営においても、売上が極端に鈍くなっていくのに似た軌跡を辿っている。

表7

大阪の〈金銭相場並米相場毎年最高最低平均表〉 ⁽⁹⁶⁾	
金相場平均	銭相場平均
安政元年 六六匁五分五厘	九匁八分六厘
元治元年 九三匁四分八厘	一四匁二分九厘
三年 八四匁 九厘	一二匁五分六厘
二年 七九匁八分七厘	一二匁五分二厘
文久元年 七二匁三分二厘	一一匁五分五厘
万延元年 七三匁五分二厘	一一匁一分五厘
六年 七四匁三分二厘	一一匁 一厘
五年 七二匁六分四厘	一〇匁六分一厘
四年 七〇匁七分	一〇匁六分二厘
三年 七〇匁三分三厘	一〇匁五分二厘
二年 七〇匁一分九厘	一〇匁三分六厘

慶応元年	九八匁五分三厘	一四匁七分九厘
二年	一二四匁八分	一五匁三分三厘
三年	一五四匁 六厘	一六匁五分二厘
明治元年	一九五匁八分八厘	二〇匁三分一厘

注

- (1) 高橋梵仙『墮胎間引の研究』財團法人中央社会事業協会社会事業研究所、昭和十一年
- (2) 鴨長明『方丈記』(築瀬一雄訳注『方丈記』角川書店、昭和四十八年)
- (3) 鴨長明『菟心集』(築瀬一雄訳注『菟心集』角川書店、昭和五十三年)
- (4) 大塚光信校注『エソボ物語』角川書店、昭和四十六年
- (5) 渡辺綱也校訂『宇治拾遺物語』上巻、岩波書店、昭和四十年
- (6) 佐藤謙三校注『今昔物語集』下巻、角川書店、平成五年
- (7) 安楽庵策伝『醒睡笑』(鈴木棠三校注『醒睡笑』、岩波書店、平成五年)
- (8) 明暦元年「元明條目」(大阪商業大学商業史博物館蔵)
- (9) 山口静一・及川茂編著『河鍋曉斎戯画集』岩波書店、平成五年
- (10) アーネスト・サトウ編『明治日本旅行案内』中巻、庄田元男訳、平凡社、平成八年
- (11) 青木枝朗訳『ヒュースケン日本日記』岩波書店、平成八年
- (12) ロバート・フォーチュン『幕末日本探訪記』三宅馨訳、講談社、平成十年
- (13) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、昭和六十三年
- (14) 注(13)に同じ。
- (15) 塙保己一『群書類従』第十八輯統群書類従完成会、昭和五十四年
- (16) 注(15)に同じ。
- (17) 注(15)に同じ。
- (18) 注(15)に同じ。
- (19) 注(15)に同じ。
- (20) 注(15)に同じ。
- (21) 注(15)に同じ。
- (22) 注(15)に同じ。
- (23) 注(15)に同じ。
- (24) 注(13)に同じ。
- (25) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第一、清文堂出版、昭和五十三年
- (26) 大阪南区長堀橋筋一丁目外九十一ヶ町区『南区志』大阪南区役所、昭和三年
- (27) 川端直正編『浪速区史』浪速区創設三十周年記念事業委員会、昭和三十二年
- (28) 船越政一郎『浪速叢書』第二、浪速叢書刊行会、昭和二年
- (29) 多治比郁夫・日野龍夫『校本難波丸綱目』、中尾松泉堂書店、昭和五十二年
- (30) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第二、清文堂出版、昭和五十三年
- (31) 船越政一郎『浪速叢書』第九、浪速叢書刊行会、昭和四年
- (32) 注(30)に同じ。
- (33) 「永瀬家日記」(大阪商業大学商業史博物館蔵)
- (34) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、清文堂出版、昭和五十四年
- (35) 注(28)に同じ。
- (36) 注(33)に同じ。
- (37) 船越政一郎編『浪速叢書』第八、浪速叢書刊行会、昭和三年
- (38) 船越政一郎編『浪速叢書』第七、浪速叢書刊行会、昭和二年
- (39) 秋里湖夕『住吉名所図会』寛政六年
- (40) 注(39)に同じ。
- (41) 児玉幸多監修『紀州往還見取絵図』東京美術、昭和五十二年
- (42) 注(37)に同じ。
- (43) 麻生磯次校注『東海道中膝栗毛』岩波書店、昭和三十三年
- (44) 鈴木梅四郎「大阪名護町貧民窟視察記」(『IV印刷局本局工場患者統計

- 報告」実生活社、大正七年)
- (45) 宮本又次編『大阪の町名』清文堂出版、昭和五十二年
- (46) 佐古慶三『日本橋』公立社書店、昭和四年
- (47) 「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廢學童調査ト特殊學校ノ建設ニツキテ」大阪市役所教育部、大正十年
- (48) 注(44)に同じ。
- (49) 寛政三年亥十月二十六日「上 木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上」(大阪商業大学商業史博物館蔵)
- (50) 注(43)に同じ。
- (51) 永江為政編『商業資料』復刻版、新和出版社、昭和四十八年
- (52) 注(51)に同じ。
- (53) 注(51)に同じ。
- (54) 注(51)に同じ。
- (55) 注(51)に同じ。注(44)に同じ。
- (56) 田中華城『大阪繁昌詩後編』明治四十三年
- (57) 松崎天民「大阪貧民窟」(『夜の京阪』第十六号、文藝界、明治三十六年)
- (58) 大阪市役所『明治大正大阪市史』第七卷、清文堂出版、昭和四十一年
- (59) 上田秋成「貧民街の夕暮」(浅野三平校注『雨月物語 癩癩談』新潮社、平成九年)
- (60) 浅野三平校注『雨月物語 癩癩談』新潮社、平成九年
- (61) 中村幸彦編『上田秋成全集』第八卷、中央公論社、平成五年
- (62) 松原岩五郎『最暗黒の東京』岩波書店、平成二年
- (63) 向井藻浦「大阪の貧民窟」下(『小天地』第二卷第六号、金尾文淵堂書店、明治三十五年)
- (64) 注(44)に同じ。
- (65) 注(63)に同じ。
- (66) 松崎天民「木賃宿」(『小天地』第二卷第四号、金尾文淵堂書店、明治三十五年)
- (67) 大阪府史編集室『大阪府布令集』一、大阪府、昭和四十六年
- (68) 注(67)に同じ。
- (69) 注(67)に同じ。
- (70) 注(67)に同じ。
- (71) 注(67)に同じ。
- (72) 大阪府史編集室『大阪府布令集』二、大阪府、昭和四十六年
- (73) 注(72)に同じ。
- (74) 注(72)に同じ。
- (75) 大阪府史編集室『大阪府布令集』三、大阪府、昭和四十六年
- (76) 横山源之助『下層社会探訪集』社会思想社、平成二年
- (77) 松崎天民「木賃宿」(『小天地』第二卷第四号、金尾文淵堂書店、明治三十五年)
- (78) 寛政三年亥十月二十六日「上 木賃宿旅籠屋名前及宿泊人書上」(大阪商業大学商業史博物館蔵)
- (79) 注(78)に同じ。
- (80) 向井藻浦「大阪の貧民窟」上(『小天地』第二卷第五号、金尾文淵堂書店、明治三十五年)
- (81) 注(80)に同じ。
- (82) 室松岩雄編『類聚近世風俗志』榎本書房、昭和二年
- 守貞は文化七年六月に大阪で生まれ、天保十一年九月に江戸に転居する迄は大阪で過ごしている。他と比較しても天保頃の料金とみるのが妥当。
- (83) ここで駄目になる意は潰れる意味ではなく、質的にも量的にも宿屋としての価値感をもてなかつたとの意。
- (84) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四下、清文堂出版、昭和五十四年
- (85) 元治二年三月「毎日人別帳」、名前は記入していないが前後の史料から推察した。筆者蔵
- (86) 明治時代の記録を見ても長町界隈の人口が多いのは世帯が多く、(相住)が存在するからである。
- (87) 向井藻浦「大阪の貧民窟」上(『小天地』第二卷第五号、金尾文淵堂書店、明治三十五年)

- (88) (安政五年)「入錢」(帶屋文書、筆者蔵)
 (89) 注(88)に同じ。
 (90) 注(88)に同じ。
 (91) 注(88)に同じ。
 (92) 注(88)に同じ。
 (93) 元治二年三月〜慶応二年四月「毎日人別帳」(帶屋文書、筆者蔵)
 (94) 「毎日人別帳」慶応三年正月二日
 (95) 「毎日人別帳」慶応三年正月より同年十月
 (96) 三井高維編『岡替年代記関鍵卷二考証篇』柏書房、昭和四十六年

